

## 議題（1）

## 江南市地域公共交通会議設置要綱の一部改正および江南市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱の制定について

道路運送法の改正（令和5年10月1日施行）により、協議運賃にかかる取扱いが変更となった。

コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）の運賃・料金は、地域公共交通会議とは、別の会議体で協議すること、及び、あらかじめ公聴会の開催等の措置を講じることが規定された。

そのため、現在の江南市の公共交通である、名鉄バス、いこまいCAR（乗合ではない）は、関連しませんが、江南市地域公共交通会議設置要綱、第2条（協議事項）に運賃・料金等に関する事項を削除する必要があるため、江南市地域公共交通会議設置要綱を改正し、運賃・料金等に関する事項について記載した江南市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱を新たに制定するものです。

## 江南市地域公共交通会議設置要綱 主な改正内容

## 【改正前】

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （2）市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （3）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

## 【改正後】

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の实情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項
- （2）市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （3）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

制定平成 19 年 6 月 27 日

(設置)

第 1 条 江南市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第 3 条 交通会議の委員は 20 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 市長の指名する職員
  - (2) 愛知県知事の指名する職員
  - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者（乗合バス事業者）
  - (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者（タクシー事業者）
  - (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者（愛知県タクシー協会及び愛知県バス協会）
  - (6) 利用者の代表者（区長代表又は老人クラブ連合会代表）
  - (7) 愛知運輸支局長の指名する職員
  - (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手代表者
  - (9) 道路管理者、愛知県警察、学識経験者
  - (10) その他交通会議で必要と認める者
- 2 委員は、事故その他やむを得ない事由により、交通会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 交通会議に会長及び副会長をおき、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 交通会議の会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、会議に諮って公開しないことができる。
  - (1) 江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
  - (2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。
- 5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面開催)

第7条 会長は、緊急を要する事項又は会長が必要と認めたものについては、事業の概要を記載した書面を委員に送付し賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- 2 前項の場合において、会長は、その結果を次回の会議において報告するものとする。

(部会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ交通会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(傍聴)

第9条 交通会議を傍聴しようとする者は、会議が開始される5分前までに、江南市地域公共交通会議傍聴人受付簿（様式第1）に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

- 2 議長は、傍聴人が、会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき、その他会議の円滑な進行を図るために議長が指示する事項に従わないときは、退場を命ずることができる。
- 3 議長は、会議室の状況を勘案し、傍聴しようとする者の入室を制限し、又は入室中の傍聴人を退室させることができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該

事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第 11 条 交通会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 29 年 6 月 26 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 31 年 6 月 26 日までとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

様式第 1 (第 9 条関係)

年 月 日

江南市地域公共交通会議傍聴人受付簿

整理番号 \_\_\_\_\_

氏 名	年 齢	住 所

(設置)

第1条 江南市地域公共交通運賃料金協議会（以下「運賃料金協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 運賃料金協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他運賃料金協議会が必要と認める事項

(運賃料金協議会の構成員)

第3条 運賃料金協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 市長の指名する職員
- (2) 愛知県知事の指名する職員
- (3) 当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者
- (4) 愛知運輸支局長の指名する職員
- (5) 利用者の代表者（区長代表又は老人クラブ連合会代表）
- (6) その他運賃料金協議会で必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運賃料金協議会の運営)

第5条 運賃料金協議会に会長及び副会長をおき、会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、運賃料金協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 運賃料金協議会の会議は会長が招集し、議長となる。

5 運賃料金協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

6 委員は、事故その他やむを得ない事由により、運賃料金協議会の会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。

- 7 運賃料金協議会の議決の方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 8 運賃料金協議会の会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、会議に諮って公開しないことができる。
  - (1) 江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
  - (2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。
- 9 運賃料金協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（書面開催）

- 第6条 会長は、緊急を要する事項又は会長が必要と認めたものについては、事業の概要を記載した書面を委員に送付し賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。
- 2 前項の場合において、会長は、その結果を次回の会議において報告するものとする。

（傍聴）

- 第7条 運賃料金協議会の会議を傍聴しようとする者は、会議が開始される5分前までに、江南市地域公共交通運賃料金協議会傍聴人受付簿（様式第1）に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。
- 2 議長は、傍聴人が、会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき、その他会議の円滑な進行を図るために議長が指示する事項に従わないときは、退場を命ずることができる。
  - 3 議長は、会議室の状況を勘案し、傍聴しようとする者の入室を制限し、又は入室中の傍聴人を退室させることができる。

（庶務）

- 第8条 運賃料金協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（協議結果の取扱い）

- 第9条 運賃料金協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
- 2 運賃料金協議会において協議が調った事項は、江南市地域公共交通会議に報告する。

（その他）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、運賃料金協議会の運営に関して必要な事項は、会長が運賃料金協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

様式第 1 (第 7 条関係)

年 月 日

江南市地域公共交通運賃料金協議会傍聴人受付簿

整理番号 \_\_\_\_\_

氏 名	年 齢	住 所

議題（２）A I オンデマンド交通の調査結果について

資料 2

自治体 項目		春日井市 北部オンデマンドバス	岡崎市 チョイソコおかさき	豊明市 チョイソコとよあけ	扶桑町 チョイソコふそう	豊田市 おばら桜バス	江南市 いこまいC A R (予約便)
1	運行区域	・北西部の交通不便エリアのみ ・停留所は69か所、市境やエリア外の乗り継ぎポイントまで運行	・交通不便地域（六ツ美中部学区） ・生活エリア、おでかけエリア ※学区内を生活エリア、商業施設や通院施設が多い学区外をおでかけエリアに設定	・交通不便地域（沓掛、仙人塚・間米エリア） ・沓掛、仙人塚・間米エリアから市内公共施設、墓地・公園、事業所停留所を運行区域としているが、地区ごとに利用制限あり	・扶桑町全域 ※江南厚生病院のみ地域外の停留所として指定	・小原地区内（一部地域外あり） ※小原地区は、民家が地域内に分散しており、基幹バスが利用できない高齢者等が多いため、小原地区からデマンドバスを利用して広域運行の基幹バスに乗り継げるようにしている	・江南市内全域 ※市内全域で、路線バス等でカバーできないエリアを運行する
2	運行日時	平日の7時30分～15時30分	月・火・金の9時～17時 令和5年4月～週5日から週4日に変更 ⇒令和5年10月～週4日から週3日に変更	平日の9時～16時	平日の8時～16時	平日の7時～18時（18時までに到着） 午前中は通院のための利用が多い	平日の8時30分～17時00分（通院のための往復利用の時のみ18時00分まで）
3	乗車料金 (1乗車)	大人200円（シティバスと同料金）	生活エリア内200円、おでかけエリア内400円	200円（エリアをまたぐ場合は乗り継ぎとなり、2乗車分の料金）	・扶桑町内：300円（小学生・障害者は200円） ・江南厚生病院：800円（小学生・障害者は500円）	200円（小学生・障害者半額（100円）、未就学児無料）	タクシーメーター運賃の半額（迎車料金および時間指定予約料金については利用者負担）
4	運行システム	・運行システム：未来シェア（予約管理・配車システムの提供のみ） ※A I が最適なルートを作成し、ナビに送る ・運行：地元タクシー事業者（専用のノートパソコン1台で予約管理を行い、予約時の電話番号と対応するオペレーターも用意）	・運行システム：㈱アイシン（予約管理から配車までを一括で請負う、オペレーターも用意） ※A I が最適なルートを作成し、ナビに送る ・運行：地元タクシー事業者	・運行システム：㈱アイシン（予約管理から配車までを一括で請負う、オペレーターも用意） ※A I が最適なルートを作成し、ナビに送る ・運行：地元タクシー事業者	・運行システム：㈱アイシン（予約管理から配車までを一括で請負う、オペレーターも用意） ※A I が最適なルートを作成し、ナビに送る ・運行：地元タクシー事業者	・運行システム：MONET（予約管理・配車システムの提供のみ） ※A I が最適なルートを作成し、ナビに送る ・運行：地元タクシー事業者（地域内のタクシー事業者が運行を担い、市内中心部のタクシー事業者が予約センターを運営）	・運行システム：なし（利用者からの前日までの予約電話により、各タクシー事業者で配車計画を立てて運行） ・運行：地元タクシー事業者（タクシー事業者と業務委託契約）
5	車種	日産キャラバン（NV350）	ハイエースグランドキャビン	ハイエースグランドキャビン	ハイエースウェルジョイン	プリウスα	各タクシー事業者が保有する車両による
	台数	1台（リース：タクシー組合）	1台（リース：㈱アイシン） 予備車両は運行事業者が用意（タクシー車両）	2台（市が購入し、無償貸与） 予備車両は運行事業者が用意（タクシー車両）	2台（市が購入し、無償貸与） 予備車両は運行事業者が用意（タクシー車両）	2台（運行事業者が用意）	
	定員	9人、車いす1台が乗車可能（車いすの乗降用のリフト付き）	8人	8人	10人	5人	
6	運行に係る経費 (内訳)	・システム委託費（停留所変更費用含む）：約180万円（ミライシェア） ・運行負担金：約1,500万円（タクシー組合） ※リース料込み	・初期導入費：200万円程度（システム設定、車両ラッピング、停留所設置、会員証） ・運行負担金：約1,400万円（㈱アイシン） ・運行負担金にリース料込み（月12万円+管理費） ※市は㈱アイシンに負担金を支払い、㈱アイシンがシステム管理費用とタクシーの運行経費を分配してタクシー事業者に支払う	・車両購入費：約840万円（2台分） ※地方創生推進交付金を活用し、1/2補助 ・運行負担金：約1,600万円（㈱アイシン） ※市は㈱アイシンに負担金を支払い、㈱アイシンがシステム管理費用とタクシーの運行経費を分配してタクシー事業者に支払う	・車両購入費：約410万円（2台分） ※地方創生推進交付金を活用し、1/2補助 ・初期導入費：約370万円 ・運行負担金：約2,040万円（㈱アイシン） ※市は㈱アイシンに負担金を支払い、㈱アイシンがシステム管理費用とタクシーの運行経費を分配してタクシー事業者に支払う	・実証運行業務委託費：約500万円（車両の運行、利用者の属性等のデータ収集） ・運行負担金：約2,200万円（タクシー事業者） ・システム経費：84万円（MONET） （タブレットの貸与、システムの維持経費）	・運行事業負担金：約3,240万円（タクシーメーター運賃の半額）
	年間経費 (総額)	約1,500万円	約1,400万円	約1,600万円	約2,040万円	約2,300万円	約3,240万円
7	対象者	インターネット予約には会員登録が必要であるが、利用者には市内在住、在勤、在学等の制限はない	六ツ美中部小学校区在住者及び在勤、在学その他定期的に運行エリアへ来街される12歳以上（中学生）以上の方	豊明市民で、次のいずれかに該当する方 ①65歳以上の方、②障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、③沓掛、間米・仙人塚エリアに居住する小学生以上65歳未満の方	扶桑町に居住する小学生以上の方	おばら桜バスの会員登録している方（会員登録には制限なし）	江南市民で、いこまいC A Rの利用者登録をしている方（利用者登録に制限あり）①義務教育を修了前の児童、②福祉タクシーの料金助成を受けている方は登録できない
8	登録者数	1,176人	1,062人（参考：六ツ美中部学区の人口 約5,400人）	2,117人	2,894人（参考：扶桑町人口 35,017人）	156人	8,788人
9	年間利用者数	6,080人	4,625人	10,033人	12,369人	約3,500人（高齢者：60%、放課後児童クラブ：30%、その他：10%）	54,086人
10	利用者1人当たりの市負担額	約2,500円	約3,000円	約1,600円	約1,600円	約6,600円	約600円
11	予約方法	電話、インターネットでの予約受付 電話：1週間前から当日の運行時間内 インターネット：24時間受付可能、午前0時に翌週の同曜日予約が取れるようになるため、午前0時にアクセスが殺到している	電話、インターネットでの予約受付 ※利用者の多くが高齢者であり、電話予約が圧倒的に多い	電話、インターネットでの予約受付 ※利用者の多くが高齢者であり、電話予約が圧倒的に多い	電話、インターネットでの予約受付 ※利用者の多くが高齢者であり、電話予約が圧倒的に多い	電話、インターネットでの予約受付 電話予約が9割、平日の午前中は予約が取りづらい状況になっている	電話での予約受付 電話：利用の前日までにタクシー事業者へ連絡 予約受付時間：午前10時～午後9時



調査で共通した事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○運行システムは、予約が入った時点でA I が最適なルートを作成し、随時更新情報を運行車両に搭載しているナビに送り、運行事業者が予約のあった停留所に向かう</li> <li>○交通空白地域の移動手段の確保を目的とし、一定の運行エリアに限定した運行</li> <li>○一律の乗車料金</li> <li>○電話、インターネットでの予約受付（高齢者は電話による予約が多いため。オペレーターが必要）</li> <li>○主な利用目的は通院や買い物が多く、午前中の利用に集中しているが、目的地や時間帯が合わないと乗り合いにならないため運送効率が低くなる</li> </ul>

調査により見えてきた課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○運行エリアの設定：既存公共交通への影響を考慮する必要がある（路線バスへの乗り換え拠点の設定やいこまいC A Rの運行のひっ迫の軽減等）</li> <li>○ターゲット（対象者）の選定：利用者を制限するのではなく、主なターゲット（対象者）を設定することで、いこまいC A Rとの住み分けを図る必要がある（元気な高齢者や子育て世代等）</li> <li>○移動のニーズの把握：同じ時間帯に同じ目的地に行くニーズをまとめることで、運送効率を高めることができる</li> <li>○車両のサイズ：江南市の狭い道路状況に適応した車両サイズを選定する必要がある（乗車定員、乗客のパーソナルスペースの確保）</li> </ul>

## 議題（3）

## いこまいCAR（予約便）の利用者負担の軽減について

## 1. 概要

これまでのいこまいCAR（予約便）は、タクシーメーター運賃の半額を市が補助することにより、利用者は運賃の半額と迎車回送料金を負担することにより利用することができるが、昨今の物価高騰やタクシーの初乗料金等の値上げ、時間指定予約料金の設定等から、いこまいCAR（予約便）の利用者負担が大きくなっている。

こうした状況に鑑み、いこまいCAR（予約便）の利用者負担軽減のため、いこまいCAR（予約便）の迎車回送料金を市の負担とする。

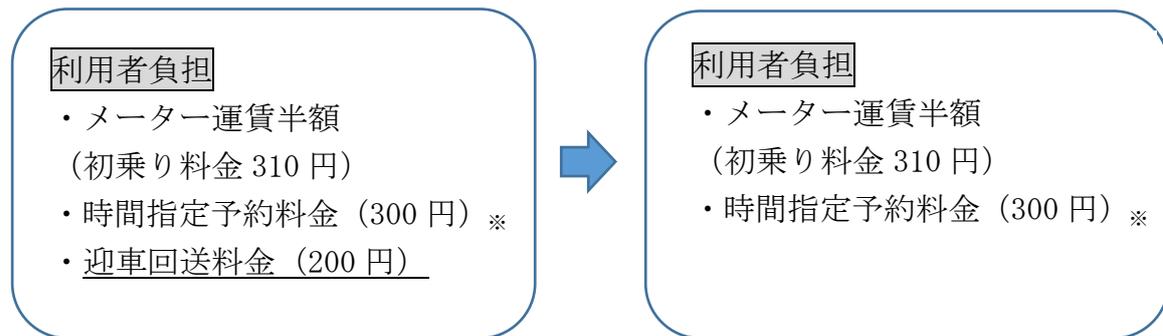
## 2. 軽減案

いこまいCAR（予約便） 迎車回送料金を市負担とする。

迎車回送料金に係る利用者負担	変更前	変更後
	1 乗車 200 円	

(参考) (変更前)

(変更後)



※名鉄タクシーを時間指定して予約する場合

## 3. 適用開始予定日

令和 6 年 4 月 1 日

## 4. 周知方法

広報 (令和 6 年 4 月号)、ホームページ、あんしん・安全ネットメール、LINE 及び窓口案内

新たな公共交通の検討組織について

新たな公共交通の導入に向けて、既存公共交通（路線バス及びいこまいCAR）への影響を考慮しつつ、運行方法等について、より専門的な調査・検討を進めるためには、既存公共交通の運行事業者をはじめとした幅広い知見を有する委員による協議を行う必要があると考える。

⇒江南市地域公共交通会議設置要綱第8条にて規定されている部会を設置する。

（参考）江南市地域公共交通会議設置要綱（抜粋）

（部会）

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ交通会議に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

○江南市地域公共交通会議検討部会

委員の任期	2年
構成員 (20人以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路線バス事業者</li> <li>・ タクシー事業者</li> <li>・ 老人クラブ連合会代表又は公募区長</li> <li>・ 学識経験者</li> <li>・ 愛知運輸支局の職員</li> <li>・ 社会福祉協議会の職員</li> <li>・ 市職員</li> <li>・ <u>その他検討部会で必要と認める者</u> <u>(公募市民、子育て支援を行う団体等)</u></li> </ul>
会議の開催回数	年4回（予定）

## (参考)

### 江南市地域公共交通会議検討部会設置要領

制定平成 29 年 3 月 30 日

#### (設置)

第 1 条 江南市地域公共交通会議検討部会（以下「検討部会」という。）は、江南市地域公共交通会議設置要綱（平成 19 年 6 月 27 日施行。以下、「要綱」という。）の規定に基づき、江南市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の円滑な運営を図るため設置する。

#### (協議事項)

第 2 条 検討部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 要綱第 2 条各号に掲げる事項
- (2) その他検討部会が必要と認める事項

#### (検討部会の構成員)

第 3 条 検討部会の委員は 20 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 市長の指名する職員
  - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者（乗合バス事業者）
  - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）
  - (4) 利用者の代表者（老人クラブ連合会代表又は公募区長）
  - (5) 学識経験者
  - (6) 愛知運輸支局長の指名する職員
  - (7) 社会福祉協議会が推薦する者
  - (8) その他検討部会で必要と認める者
- 2 委員は、事故その他やむを得ない事由により、検討部会に出席できないときは、あらかじめ、その旨を部会長に届け出て、代理人を出席させることができる。

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (部会長)

第 5 条 検討部会に部会長をおき、市長がこれを指名する。

- 2 部会長は、検討部会を代表し、会務を総括する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指定するのがその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 検討部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討部会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討部会の運営に関して必要な事項は、部会長が検討部会に諮り定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

# 江南市における地域公共交通の 基本的な考え方

平成 30 年3月



## <目 次>

第1章	江南市における地域公共交通の実態	1
第1節	地域公共交通の実態	1
第2節	市民の意向（平成25年度アンケート調査結果）	5
第3節	江南市地域公共交通を語る会での市民意見	8
第4節	江南市地域公共交通基礎調査結果（平成28年度）にみる江南市の現状確認	9
第2章	江南市における地域公共交通の課題	10
第1節	既存の地域公共交通サービスについての課題（個別要請）	10
第2節	新たな交通サービスについての課題	11
第3節	財政負担（税金投入）についての課題	12
第4節	その他の課題	12
第3章	江南市における地域公共交通の基本的な考え方	13
第1節	まちづくりに取り組むための基本的な考え方	13
第2節	地域公共交通の基本的な考え方	15
第1節	対象とする区域	15
第2節	地域公共交通政策の考え方	15
第3節	地域公共交通のネットワークの目指す姿と各モードの役割	17
第4章	江南市における地域公共交通の課題対応	19
第1節	地域公共交通の課題対応	19
第1節	既存の地域公共交通サービスについての課題（個別要請）対応	19
第2節	新たな交通サービスについての課題対応	20
第3節	財政負担（税金投入）についての課題・その他の課題	20
第2節	関係者の役割分担	21
第5章	江南市における地域公共交通政策に関する評価について	22
第1節	地域公共交通政策の評価	22
第2節	事業評価	22
第3節	評価体制・評価方法・評価実施計画	23
第1節	評価体制	23
第2節	評価方法	23
第3節	評価実施計画	23
第6章	江南市における地域主体の新しい公共交通サービスの導入ルール	24
第1節	導入プロセス	24
第2節	事業評価	25
参考資料		27
1	検討経過	29
2	個別要請の検討内容	30
3	委員名簿	34



# 江南市の地域公共交通の実態（基礎調査結果）

## 1. 江南市の地域公共交通の実態

- 交通インフラのカバー状況
  - ・駅から半径1km、バス停から半径500m圏域の人口カバー率は78.7%
  - ・いこまいCAR、福祉タクシー料金助成制度等により、市内全域の移動サービスあり。
- 交通インフラの維持の状況
  - ・市が財政投入する公共交通の年間延べ利用者数：約62万人。
  - ・最近3年間の利用者推移は、ほぼ横ばい。いこまいCARの登録者数は増加。
  - ・財政投入は年間約6,000万円。・財政投入額は増加傾向。



## 2. 平成25年度市民アンケート調査結果

- 公共交通の満足度
  - ・「バス」の満足度は、「わからない」が41%。「満足」が15%、「不満」が34%。
- 事業評価（税投入とサービス維持とのバランス）
  - ・「今後の税金投入とサービス水準のあり方」は、「わからない」が35%、「税投入を抑制すべき」が21%、「現状は妥当」が15%、「税金投入拡大」が4%となっている。



## 3. 地域公共交通を語る会での市民意見

- 名鉄バスに対する主な意見
  - ・サービス拡充要望あり。赤字の大きい路線をやめてコミバスへの転換など。
- いこまいCARに対する主な意見
  - ・なくてほしくない。サービス拡充要望あり。2重投資問題、福祉タクシー料金助成制度との役割分担など制度について再検討すべき。
- 高齢者・福祉タクシー助成制度に対する主な意見
  - ・不適切な利用の制限を行うべき。登録条件の見直しなど。
- 大口町コミュニティバスに対する主な意見
  - ・便数が少ない。江南市、大口町、扶桑町で一緒に対応すべき。
- 交通空白についての意見
  - ・交通空白がないというのはおかしい。困っている地域がある。
  - ・交通不便地域の解消が大切。
- 新たなサービスに対する意見
  - ・新しいコミュニティバス・巡回バス・無料バス等の確保。
  - ・スクールバス、企業従業員送迎バス等の活用。
- 駅前整備に対する意見
  - ・駐輪場、駐車場の整備。駅周辺の交通規制。
- 自転車利用についての意見
  - ・自転車で気軽に走れる道路・歩道の整備。シェアサイクルの導入。
- 税金投入についての意見
  - ・拡大意見と抑制意見の両方あり。
- その他の意見
  - ・現状は充実、将来が不安という意見。もっと情報提供すべき。 など

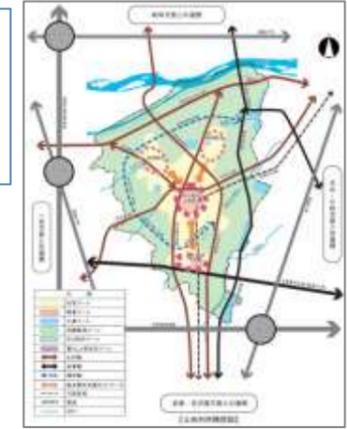
# 江南市における地域公共交通の基本的な考え方

## 基礎調査結果にみる「現状確認」

- 現時点で江南市の公共交通は課題はあるもののおおむね充足
  - ・交通体系＝路線バス(名鉄・大口)+いこまいCAR
  - ・人口カバー率：約8割。移動制約者にもサービス提供できている。
- 既存の公共交通に対する個別要請
  - ・利用者アンケートや公共交通を語る会では様々な個別要請を確認。
  - ・個別要請を専門的に検討する体制を整えるべき。
- 地域間の格差及び地域の機運
  - ・地域間、地域内でも公共交通に対する考え方等に相違点がある。
  - ・地域としての公共交通に対する機運が高まっていない。

## 新しい総合計画の策定

「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進する。



## 地域公共交通の基本的な考え方

### 1. 地域公共交通政策の考え方

「住宅ゾーン」「商業ゾーン」をコンパクトエリアと想定

- ・コンパクトエリアと想定される区域については、鉄道や路線バスを中心に市民の足を確保する。
- ・コンパクトエリア外については、既存の公共交通をできる限り維持する。
- ・市内全域で、路線バス等でカバーできないエリアはいこまいCARを運行する。
- ・路線バス・いこまいCARで対応できない場合は、福祉施策である福祉タクシー料金助成制度(福祉タクシー)や通常のタクシーにより市民の移動を担う。
- ・地域主体の新しい公共交通サービスの導入については、ルールを定め、必要な支援を行う。

### 2. 地域公共交通の課題対応

	課題	対応策
既存の地域公共交通サービスについての課題(個別要請)	1.名鉄バス(路線バス)	名鉄バス(路線バス)の維持確保(江南・病院線、江南団地線)
	2.いこまいCAR	いこまいCARの維持確保
	3.福祉タクシー料金助成制度	高齢者・福祉障害者福祉タクシー料金助成制度の継続
	4.大口町コミュニティバス	大口町コミュニティバス(大口町)の運行協力
新たな交通サービスについての課題	1.不便地域・新たなサービス	地域主体の新しい公共交通サービスの支援
	2.駅前整備	総合計画に基づく戦略プロジェクトの実施
	3.自転車利用	都市計画マスタープラン、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業の実施
財政負担・その他の課題	1.財政負担・評価体制の確保	江南市地域公共交通会議による評価実施
	2.情報発信体制の確保	地域公共交通の利用促進

### 3. 地域公共交通政策に関する評価

政策評価		○市民一人当たりの公共交通利用回数
事業評価	路線バスの維持確保	○利用者一人当たりの市負担額の推移(路線別評価)
	いこまいCARの維持確保	○江南市の市負担額の推移

### 4. 地域主体の新しい公共交通サービスの導入ルールの設定

導入ルールの設定、事業評価の導入

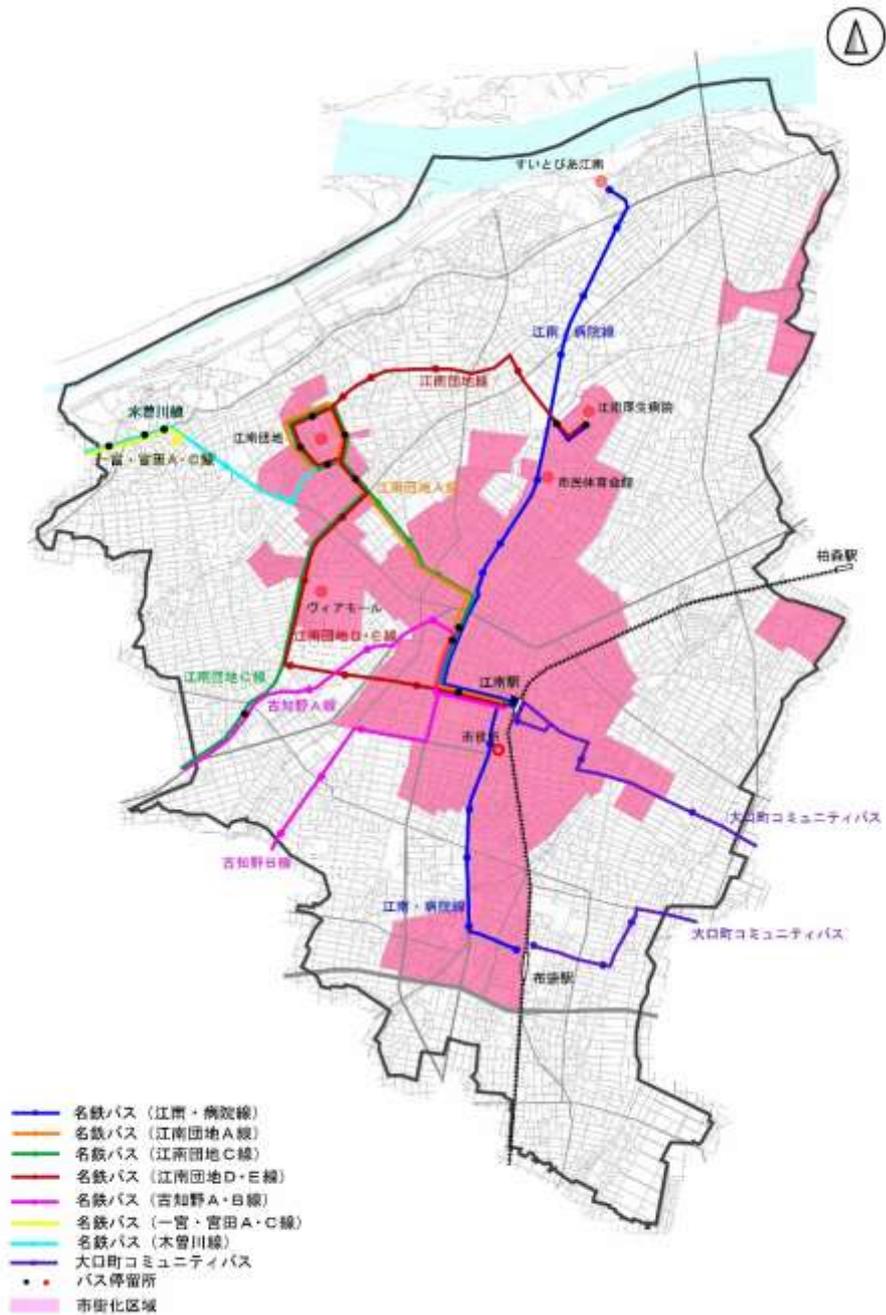
# 第1章 江南市における地域公共交通の実態

## 第1 地域公共交通の実態

### 1 交通インフラ及び主要施設の分布状況

江南市は鉄道については名鉄犬山線を有し、2カ所の駅がある。バスについては名鉄バスと大口町コミュニティバスが市内に定期路線を有している。

図表 1-1 江南市の公共交通（鉄道・路線バス）と市街化区域



## 2 バス・鉄道の人口カバー率推計

鉄道駅（江南駅・布袋駅・柏森駅・石仏駅）から半径 1 km 及びバス停から半径 500m の範囲の人口集積状況は約 7 万 9 千人であり、総人口の約 79% を網羅している。

ただし、江南市においては、鉄道と路線バス以外に、市内全域に「いこまいCAR」による移動サービスが供給されており、実質的には市内全域に対して公共交通は提供されている。

図表 1-2 地域公共交通機関カバーエリアの人口及びカバー率の推計

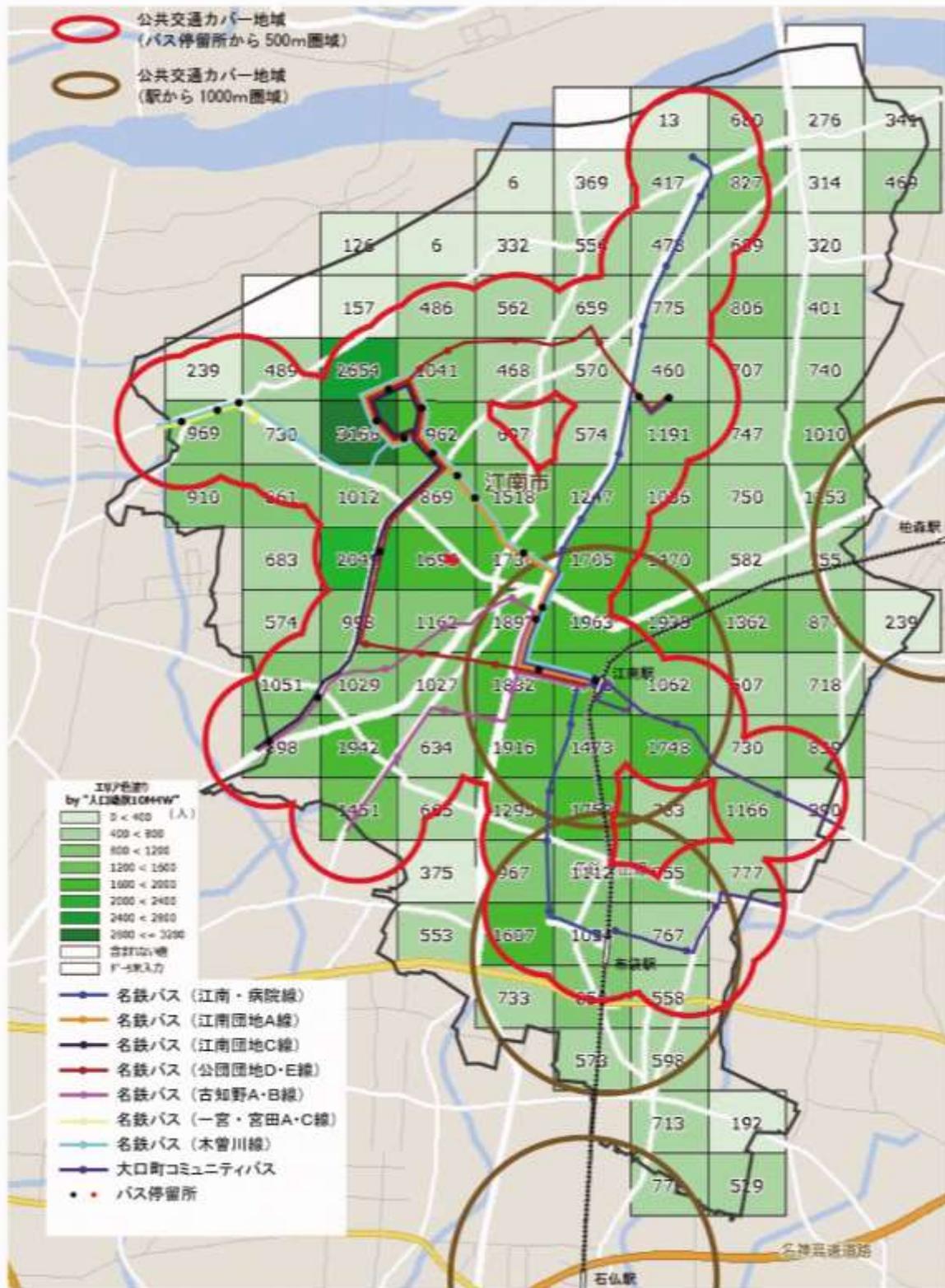
推計パターン		公共交通機関カバーエリア人口 (※1)	全人口に対するカバー率 (※2)
①	江南駅・布袋駅・柏森駅・石仏駅から半径 1 km、バス停から半径 300m の場合	61,628 人	61.8%
②	江南駅・布袋駅・柏森駅・石仏駅から半径 1 km、バス停から半径 500m の場合	78,531 人	78.7%
③	江南駅・布袋駅・柏森駅・石仏駅から半径 1 km、バス停から半径 1 km の場合	93,092 人	93.3%

※1 円が江南市域をはみ出す部分に関しては、4 次メッシュ毎に按分・除外している。

※2 母数の江南市人口には平成 22 年国勢調査時の 99,726 人を採用している。

出典：江南市地域公共交通基礎調査結果報告書（平成 28 年度）

図表 1-3 地域公共交通の影響範囲

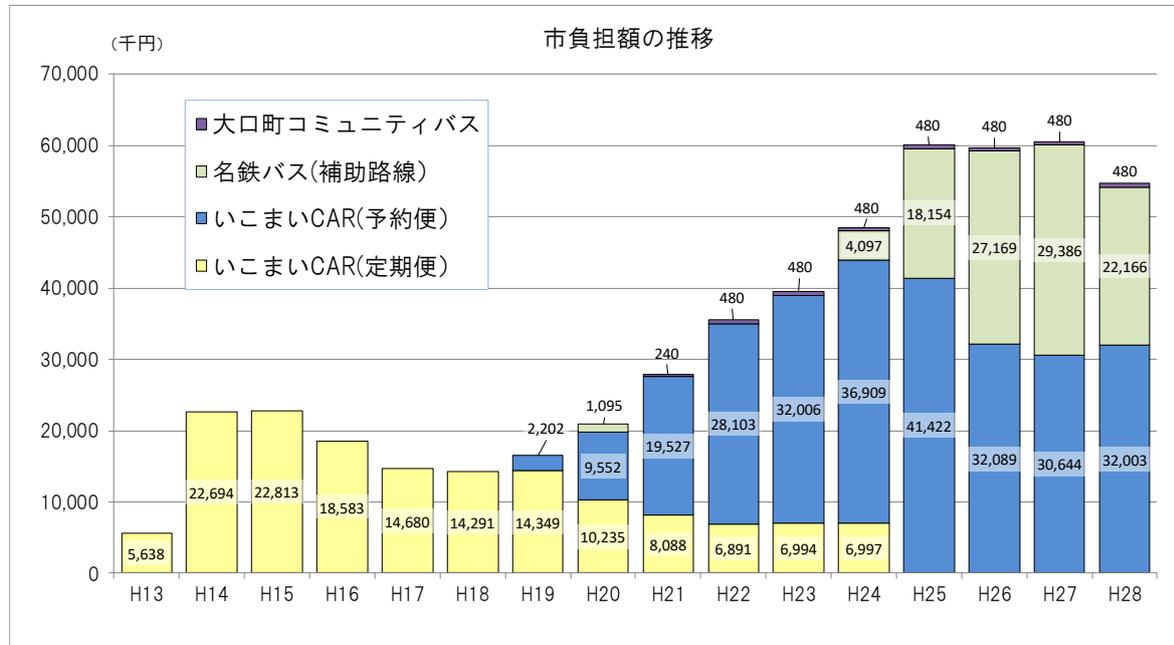


出典：江南市地域公共交通基礎調査結果報告書（平成 28 年度）

### 3 地域公共交通に対する市の負担額の推移

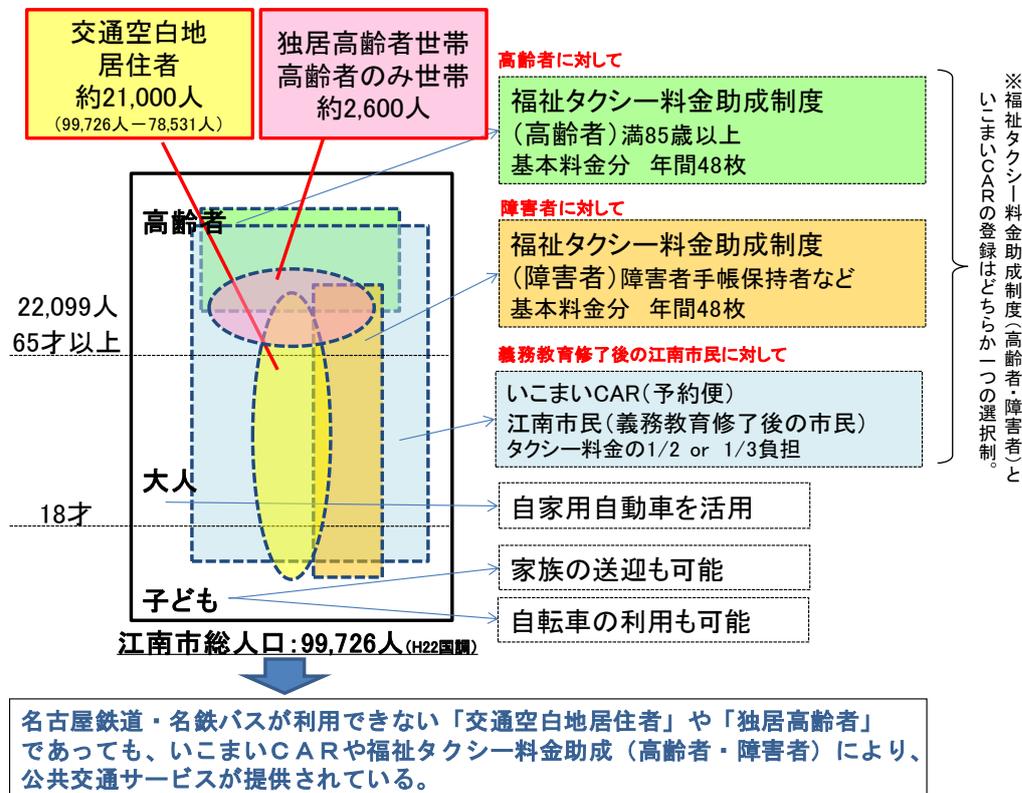
公共交通を維持するために市が負担している負担額の推移は以下の通り。  
当初はいこまいCAR定期便の事業に対して負担していたが、予約便に事業変更して負担額が変動した。現状は年間約6,000万円負担しており、その内訳は、いこまいCAR予約便に約3,000万円、名鉄バス（補助路線）に約3,000万円となっている。

図表 1-4 公共交通に対する市の負担額の推移



資料：江南市（平成 29 年度）

図表 1-5 公共交通についての市の支援内容



出典：江南市地域公共交通基礎調査結果報告書（平成 28 年度）

## 第2 市民の意向（平成25年度アンケート調査結果）

### 1 アンケート調査結果要約

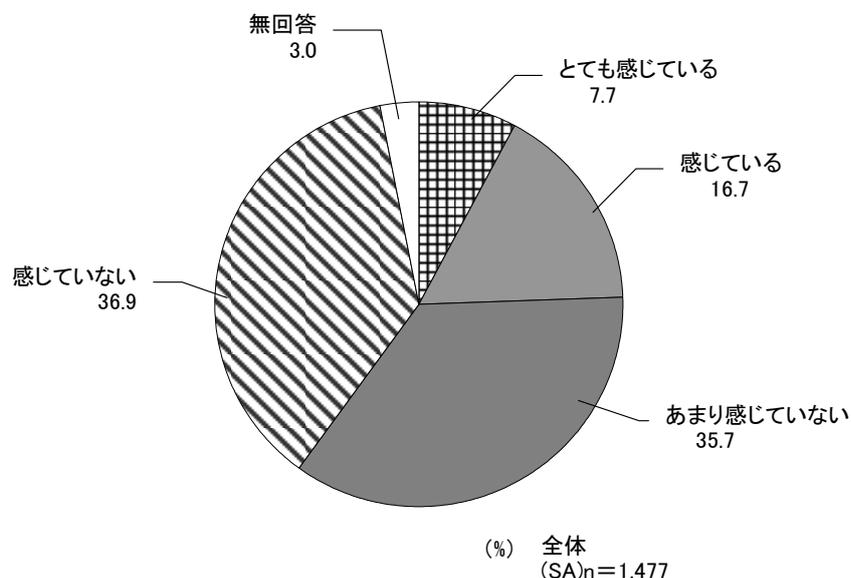
- 全体を総括すると、バス・いこまいCAR（予約便）は、認知度・利用度とも、決して高い状況には無いにも関わらず、そのサービス水準に対しては、「満足」より「不満」が上回っている。税金を投入して民間路線バスを維持することは、「妥当」が若干上回っているが、今後の税金投入は維持もしくは抑制すべきとの意向にある。
- 名鉄バスが通過していない「古知野東（線路東）」・「古知野北」・「布袋（線路東）」・「布袋北」等のエリアは、公共交通に対するサービス水準の満足度や税金を投入して維持することに対して評価は低く、「今以上の税金投入・サービス向上」の期待があり、地域格差が明確に認められた。
- アンケート結果をふまえると、「線路東」地区等の名鉄バスが通過していない比較的交通不便地域のサービス強化に対する要望は認められるが、バス・いこまいCAR（予約便）の認知度・利用度が決して高い状況になく、今後の税金投入に対して維持もしくは抑制すべきとの意向が多い。サービス強化を行うよりも、地域公共交通のPR活動を進め、利用促進を促すことが優先されるべきである。

### 2 アンケート調査内容（一部抜粋）

#### （1）日常の移動に不便を感じているか（問3-1）

- ・「日常の移動に不便を感じているか」を確認すると、「とても感じている」「感じている」が合わせて24.4%存在した。4人に1人が移動に不便を感じている。
- ・「不便を感じている理由」を確認すると、「自宅から鉄道やバス停留所が遠い」が59.2%と最も選択されており、次いで「利用できるバス停留所があっても運行本数が少ない・行き先が目的にあわない」（43.1%）が選択された。

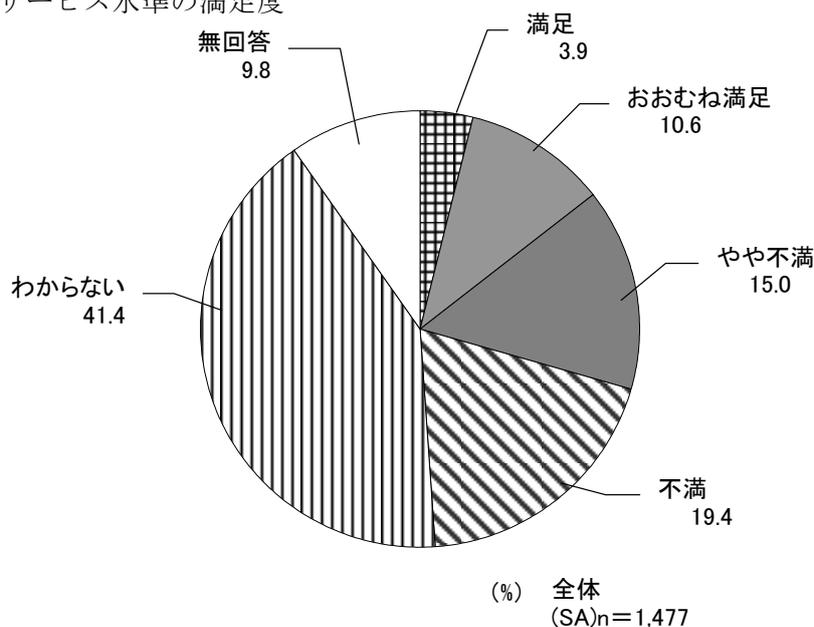
図表 1-6 日常の移動に不便を感じているか



## (2) バスの利用頻度とサービス水準に対する満足度について (問3-6)

- ・「バスの利用状況」を確認すると、約7割の人が「ほとんど乗らない」と回答しており、利用している人の中でも「週に3日以上」「週に1~2日」を合わせた「週に1日以上」利用する人は3.6%にとどまる状況にある。
- ・バスに対する「現状のサービス水準の満足度」を確認すると、利用者が少ないため、「わからない」が41.4%と最も多かった。
- ・「満足」「おおむね満足」の小計が14.5%で、「不満」「やや不満」の小計34.4%となり、「不満」の声の方が多かった。

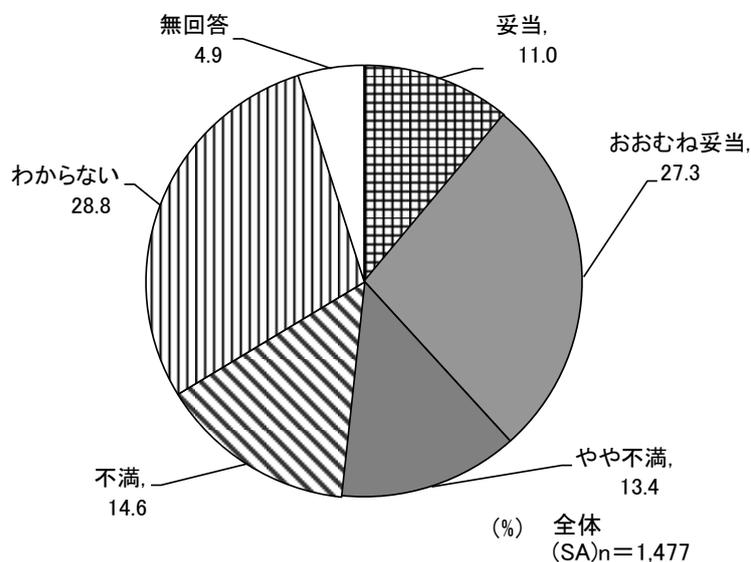
図表 1-7 サービス水準の満足度



## (3) 税金を投入して民間路線バスを維持することに対する評価 (問4-1)

- ・年間数百万円の税金を投入して「民間路線バスを維持することは妥当と考えるか」を確認したところ、「妥当」「おおむね妥当」が38.3%であるのに対し、「不満」「やや不満」が28.0%であり、「妥当」とする意見が約10%上回った。ただし、「わからない」を選択する回答者が28.8%存在しており、「妥当」が大多数を占める状況にはない。

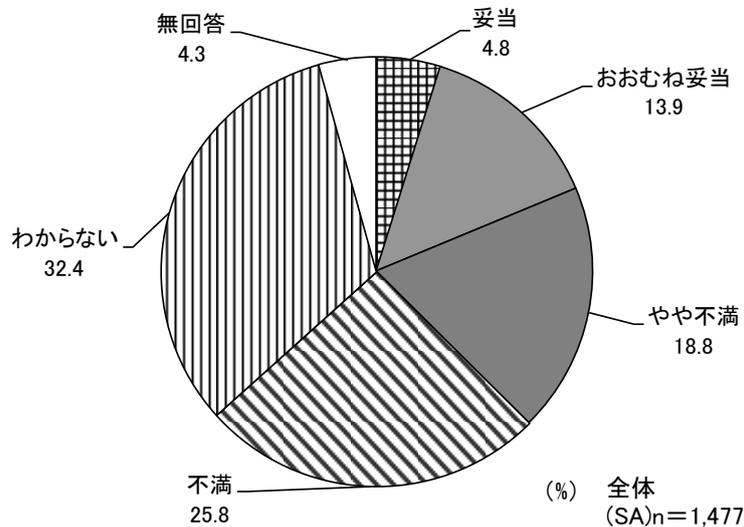
図表 1-8 民間路線バスを維持することに対する評価



(4) 「いこまいCAR（予約便）」を維持することに対する評価（問4-2）

- ・「いこまいCAR（予約便）を維持することの妥当性」を確認したところ、「妥当」「おおむね妥当」が18.7%、「不満」「やや不満」が44.6%となり、「不満」とする意見が25.9%上回った。路線バスを維持するよりも「不満」とする意見が多い。

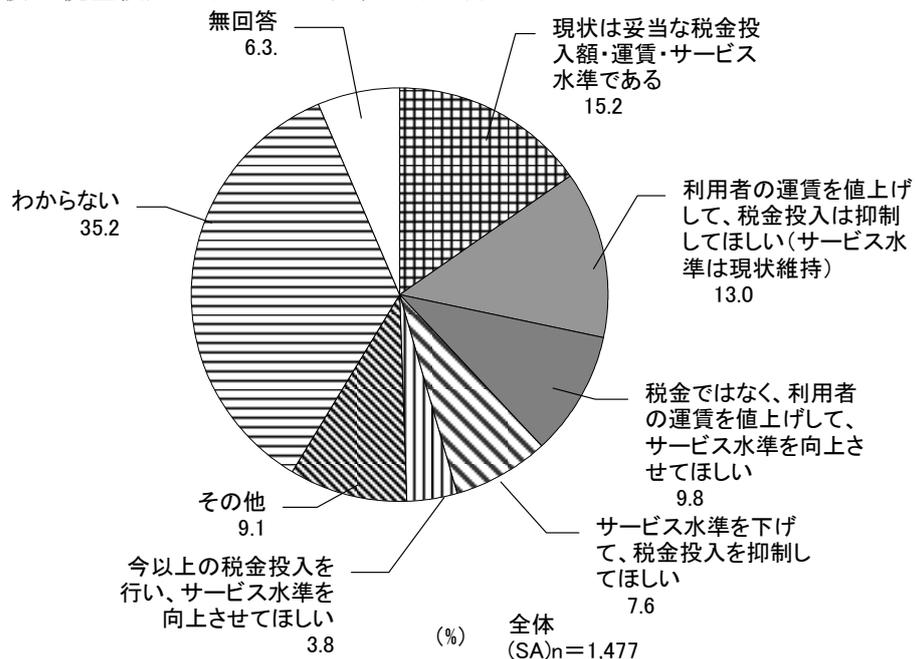
図表 1-9 「いこまいCAR（予約便）」を維持することに対する評価



(5) 今後の税金投入とサービス水準のあり方（問4-3）

- ・「今後の税金投入とサービス水準のあり方」について確認すると、「わからない」が35.2%と最も多かった。
- ・明確な意思表示をした意見を確認すると、「現状は妥当な税金投入額・運賃・サービス水準である」が15.2%と一番多く、次いで「利用者の運賃を値上げして、税金投入は抑制してほしい（サービス水準は現状維持）」が13.0%、「税金ではなく運賃を値上げして、サービス水準を向上させてほしい」が9.8%となった。
- ・市民の意向は、「税金投入は維持もしくは抑制」し、「運賃負担で賄うべき」という意向にあると言える。

図表 1-10 今後の税金投入とサービス水準のあり方



### 第3 江南市地域公共交通を語る会での市民意見

#### (1) 開催日時

平成28年8月20日～9月2日にかけて、5か所、80人の参加による意見交換会を開催。

#### (2) 開催内容

○江南市の公共交通の現状についての報告

○グループに分かれて意見交換

・公共交通の現状報告に対する意見や今後どのような対応をすべきかの意見の確認

#### (3) 開催風景 (写真)



#### (4) 語る会での主な意見

##### ① 名鉄バスに対する主な意見

- サービス水準・利用環境に対する意見
- 事業改善に対する意見
- 補助支援に対する意見

##### ② いこまいCARに対する主な意見

- 事業に対する意見
- 制度改善に対する意見
- 運賃設定に対する意見
- バス事業との関係性に対する意見
- 制度設計等に対する意見

##### ③ 福祉タクシー料金助成制度に対する意見

- 制度設計等に対する意見
- 事業費等に対する意見

##### ④ 大口町コミュニティバスに対する意見

・便数が少ない。生活圏を考えると、江南・大口・扶桑で一緒に対応すべき。など

##### ⑤ 交通空白についての意見

・いこまいCARは公共交通とは言えない、交通空白地域はある。タクシーがあるから空白がないとは言えない。 など

##### ⑥ その他の意見 (新たなサービスに対する意見)

- 新しいサービスに対する意見 (コミュニティバスを導入すべき 等)
- 駅前整備に対する意見 (駅周辺の交通規制 等)
- 自転車利用についての意見 (気軽に走れる道路整備 等)
- 税金投入についての意見 (もっと財政投入すべき、コスト削減すべき 等)

## 第4 江南市地域公共交通基礎調査結果（平成28年度）にみる江南市の現状確認

### 1 現時点で江南市の公共交通は課題があるもののおおむね充足

- ・鉄道駅から半径1 km及びバス停から半径500mのカバーエリア人口は78.7%となっている。カバーエリア圏外の市民に対しても、いこまいCAR等によって公共交通サービスが提供できている。
- ・現時点で、江南市の交通体系は定時定路線である名鉄バス及び大口町コミュニティバスで構成されており、いこまいCAR（一部、福祉タクシー料金助成制度）で補完している。
- ・現時点で、江南市には「交通空白地」は存在しないとし、鉄道駅から半径1 km、バス停から半径500m 圏外を「交通不便地域」とする。

### 2 既存の公共交通に対する個別要請についての対応

- ・公共交通はおおむね充足しているというものの、利用者アンケート調査や江南市地域公共交通を語る会では様々な個別要請があることを確認した。
- ・提出された個別要請は、基本的に現在の江南市地域公共交通会議の体制の中で検討できるものが大多数を占めている。
- ・個別要請を検討するためには内部組織だけでなく、外部委員を迎えて専門的に協議する体制を整えるべきである。

### 3 地域間の格差及び地域の機運

- ・公共交通に対する意見については、税投入や公共交通サービスの拡大・縮小など、地域間で格差があり、さらに、地域内でも意見の相違がみられる。
- ・現状の改善案としてコミュニティバス・巡回バスの導入など、新たな公共交通サービスの導入について意見はあるものの、利用者の確保策やコースの検討について地域の案として成熟した回答が出せる状況ではなく、公共交通に対する機運が高まっていない。

## 第2章 江南市における地域公共交通の課題

平成28年度に「江南市地域公共交通基礎調査」を実施し、平成29年3月に「基礎調査結果報告書」をとりまとめている。

その中で、地域公共交通サービスについて検討が求められる事項（課題）は次の通り。

### 第1 既存の地域公共交通サービスについての課題（個別要請）

#### 1 名鉄バスについて

##### ○市民からの要望事項についての検討

- ・便数が少ない、運賃が高い、バス停が遠いといった各種要望事項について、名鉄バスと共有すると共に、改善できる事項について「事務局にて交通事業者と協議」する必要がある。

##### ○税投入の見直しについての検討

- ・利用者負担の拡大との指摘に対して、名鉄バスの運賃形態は、認可運賃のため原則変更できない。
- ・税投入して維持している名鉄バス「江南・病院線」「江南団地線」の扱いについて、「江南市地域公共交通会議等にて協議」する必要がある。

##### ○コミュニティバスへの転換要請についての検討

- ・上記の対応に関連するため、対応の方向性について「江南市地域公共交通会議等にて協議」する必要がある。

#### 2 いこまいCARについて

##### ○市民からの要望事項についての検討

- ・当日予約、運行時間の延長、市外利用、運賃制度の要望事項について、「庁内会議にて協議」する必要がある。関係者の合意形成が必要なものは「江南市地域公共交通会議等にて協議」する必要がある。

##### ○制度設計等に対する意見についての検討

- ・バス事業との2重投資、福祉タクシー料金助成制度との役割分担、年齢制限、利用目的の制限等、制度設計等について、「庁内会議にて協議」する必要がある。

#### 3 福祉タクシー料金助成制度について

##### ○制度設計等に対する意見についての検討

- ・配布枚数、登録条件、利用条件、事業費削減等の意見について、「庁内（福祉部門）へ情報提供」する必要がある。

#### 4 大口町コミュニティバスについて

##### ○市民からの要望事項等についての検討

- ・ 要望等については、江南市による財政負担無くして改善できない。
- ・ 大口町、扶桑町との連携については、新たな事業化を行う方向性が示された時点で、調整すべき事項である。
- ・ 後述の新たなサービスの対応と併せて、対応方針について「他市町・庁内会議にて協議」する必要がある。

## 第2 新たな交通サービスについての課題

### 1 交通不便地域について

##### ○交通不便地域の対応についての検討

- ・ 市内全域をカバーする「いこまいCAR」、一般乗用タクシーが、公共交通として認識されていないことから啓発活動に努める必要がある。
- ・ 交通不便地域などにおける福祉施策、地域格差による受益者負担の扱いについて、今後策定・改定される江南市総合計画、江南市都市計画マスタープラン等に鑑みながら「庁内会議にて協議」する必要がある。

### 2 新たなサービスについて

##### ○導入についての検討

- ・ 地域全体で公共交通を実現するための施策、地域主導による新たな施策のあり方について「庁内会議にて協議」する必要がある。
- ・ 新たなコミュニティバス、巡回バス、無料バス等の導入は、新たな財政投資が必要である。税金投入の今後の対応次第となるため、財政負担の対応と併せて地域の負担・利用者の負担・地域への補助（市の負担）などのあり方を整理する必要がある。
- ・ 地域主導により新たなサービスを実現する際は、「江南市地域公共交通会議等にて協議」する必要がある。

##### ○財政上の工夫（財政投入を伴わない施策）についての検討

- ・ スクールバス（愛知江南短期大学、滝学園）、企業従業員送迎バス、ボランティア輸送など、新たな財政投入を伴わないで活用が考えられるサービスについて、「庁内会議にて協議」する必要がある。

### 3 駅前整備について

##### ○将来のまちづくりでの検討

- ・ 駐輪場・駐車場・駅周辺の交通規制等は、駅周辺のまちづくり事業での対応となる。上位関連計画の「江南市都市計画マスタープラン」の計画目標年次は平成 29 年度であるため、当該要望事項を関係部局と共有し、次期計画策定時に検討する必要がある。（※既存計画においては、駐車場・駐輪場は、駅やバス停留所の周辺での確保・拡充を検討することとしている。（江南市都市計画マスタープラン p53））

## 4 自転車利用について

### ○将来のまちづくりでの検討

- ・自転車の活用、気軽に走れる道路・歩道の整備については、駅前整備と同様にまちづくり事業での対応となる。当該要望事項を関係部局と共有し、次期計画策定時に検討する必要がある。
- （※既存計画での自転車道の扱いは、環境負荷の少ない社会の構築の中で、整備を検討することとしている。（江南市都市計画マスタープラン p60））

## 第3 財政負担（税金投入）についての課題

### ○拡大 or 抑制の相対立する意見についての検討

- ・市民アンケート調査結果では、維持・抑制を求める意見が多数である。
- ・江南市地域公共交通を語る会では、市民アンケート調査結果、財政負担の実態（負担額は増加傾向）等について報告した中で、「もっと財政投入すべき」と「抑制すべき」との相対立する意見が指摘された。
- ・江南市の財政状況に鑑みると、現在の財政負担を維持することはできず、今以上の負担額の圧縮が求められている状況にある。
- ・財政投入拡大の意見があるものの、江南市の財政事情を考慮しつつ、投入の方向性を検討する必要がある。

## 第4 その他の課題

### ○評価・情報発信等の体制確保についての検討

- ・実態を評価する意見としては、前述までの各種要望事項以外に、「大変充実していると思う」という意見と「将来が不安」という意見が共存する。また、現状について知らなかった、もっと情報発信すべきとの指摘がある。
- ・公共交通のモニタリング、評価については「江南市地域公共交通会議等にて協議」する必要がある。
- ・情報発信等を行う体制確保や取り組み方法について「庁内会議にて協議」する必要がある。

## 第3章 江南市における地域公共交通の基本的な考え方

### 第1節 まちづくりに取り組むための基本的な考え方

江南市の最上位計画である「第6次江南市総合計画（以下、「総合計画」とする。）」のまちづくりに取り組むための基本的な考え方は以下の通り。このまちづくりの考えに基づき、地域公共交通政策を推進する。

#### ① 基本目標1「地域の魅力を活かした機能的なまちづくり」

質の高い都市空間の整備を進めることにより、誰もが住みたい、住み続けたいと思える生活環境の充実をめざします。特に、名古屋市都心部への高いアクセス性と緑や水辺などの良好な自然環境や来訪者が多い曼陀羅寺をはじめとした歴史資源などの江南市の強みを活かし、コンパクト・プラス・ネットワーク<sup>注1</sup>の考え方に基づいた、都市的機能と自然環境が調和した機能的なまちづくりをめざします。

これにより、江南市の魅力を活かした生活しやすいまちとして、「生活環境が快適なまち」の実現をめざします。

資料：総合計画「第Ⅱ部 基本構想」より抜粋

#### ② 土地利用における「拠点」の形成

本市における主要な拠点として、通勤・通学などで人が最も集まる鉄道駅である江南駅及び布袋駅を中心とする区域を『中心拠点』、市民の健康を支える江南厚生病院～市民体育館周辺の区域と、観光名所や大規模住宅団地のある曼陀羅寺公園～江南団地周辺の区域を、地域においても人々が多く集まる区域として『地域拠点』と位置づけ、中心拠点－地域拠点間や、中心拠点同士を交通ネットワークで結ぶことにより、住みやすく、利便性の高いコンパクトなまちづくりをめざします。

資料：総合計画「第Ⅲ部 基本計画」より抜粋

#### ③ 市長の戦略政策1「多彩な魅力・多様な暮らしを選べるまちの実現」

人口減少による人口密度の低下は、都市の生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業）の分散や縮小、行政コストの上昇の要因となり、結果として市の魅力の低下や行政サービスの低下につながるおそれがあります。

人口減少の時代だからこそ、持続可能な都市の将来像を見据え、都市構造の改革に取り組み、拠点への都市機能の集約や拠点間ネットワークの確保を前提とした「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するとともに、市のブランド力の向上や魅力の再発掘に取り組む必要があります。

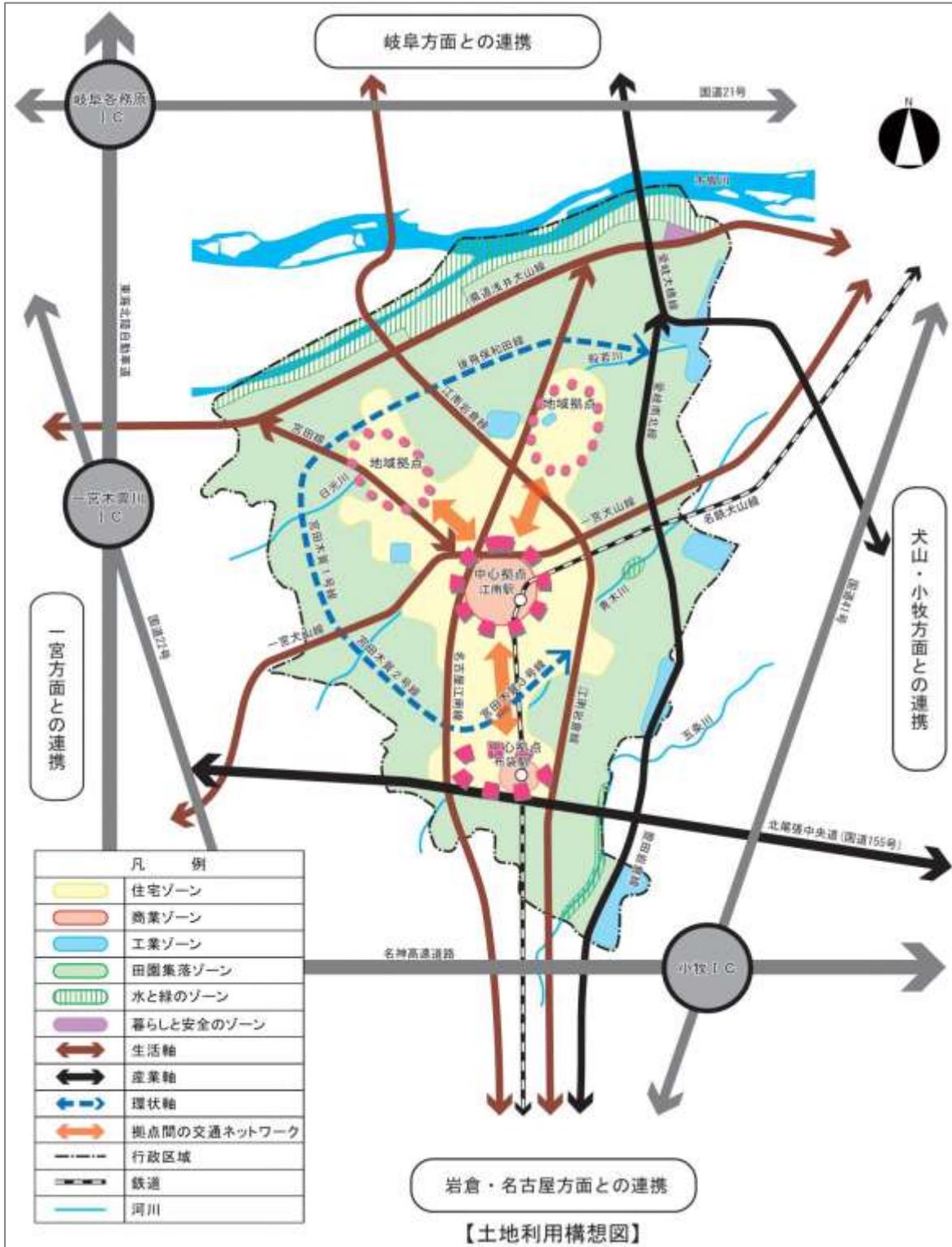
そのため、更新を予定している都市計画マスタープランと新たに作成する立地適正化計画

注1 コンパクト・プラス・ネットワーク：国土交通省が提唱している政策であり、人口減少や高齢化が進む中であっても、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活サービス機能を確保し、住民が安心して暮らせる、持続可能な都市経営を実現できるよう、関係施策間で連携しながら、都市のコンパクト化と拠点間の交通ネットワーク形成をすること。「国土のグランドデザイン2050」では、基本戦略の一つとして「コンパクト+ネットワーク」と示されている。

には、中心拠点・地域拠点の整備方針や拠点間ネットワークの考え方を整理し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のより具体的な取り組みを推進していきます。

資料：総合計画「第Ⅲ部 基本計画」より抜粋

【参考】総合計画における土地利用構想図



出典：総合計画「第Ⅲ部 基本計画」より抜粋

## 第2節 地域公共交通の基本的な考え方

### 第1 対象とする区域

地域公共交通政策を実施する「対象とする区域」は、「江南市全域」とする。

総合計画策定に関する市民意向調査結果では、公共交通に関して満足度が低く、重要度が高い項目となっていることから、市全体で地域公共交通政策に関する取り組みを行う。

また、総合計画で定めるコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づいて、まちづくりを進めるため、第6次江南市総合計画の土地利用構想図の中心拠点・地域拠点が存在する「住宅ゾーン」・「商業ゾーン」で構成されるエリアを「コンパクトエリア」として想定し、重点的に地域公共交通事業を展開する。

#### ○重点エリアの設定

「住宅ゾーン」・「商業ゾーン」では重点的に地域公共交通事業を展開

### 第2 地域公共交通政策の考え方

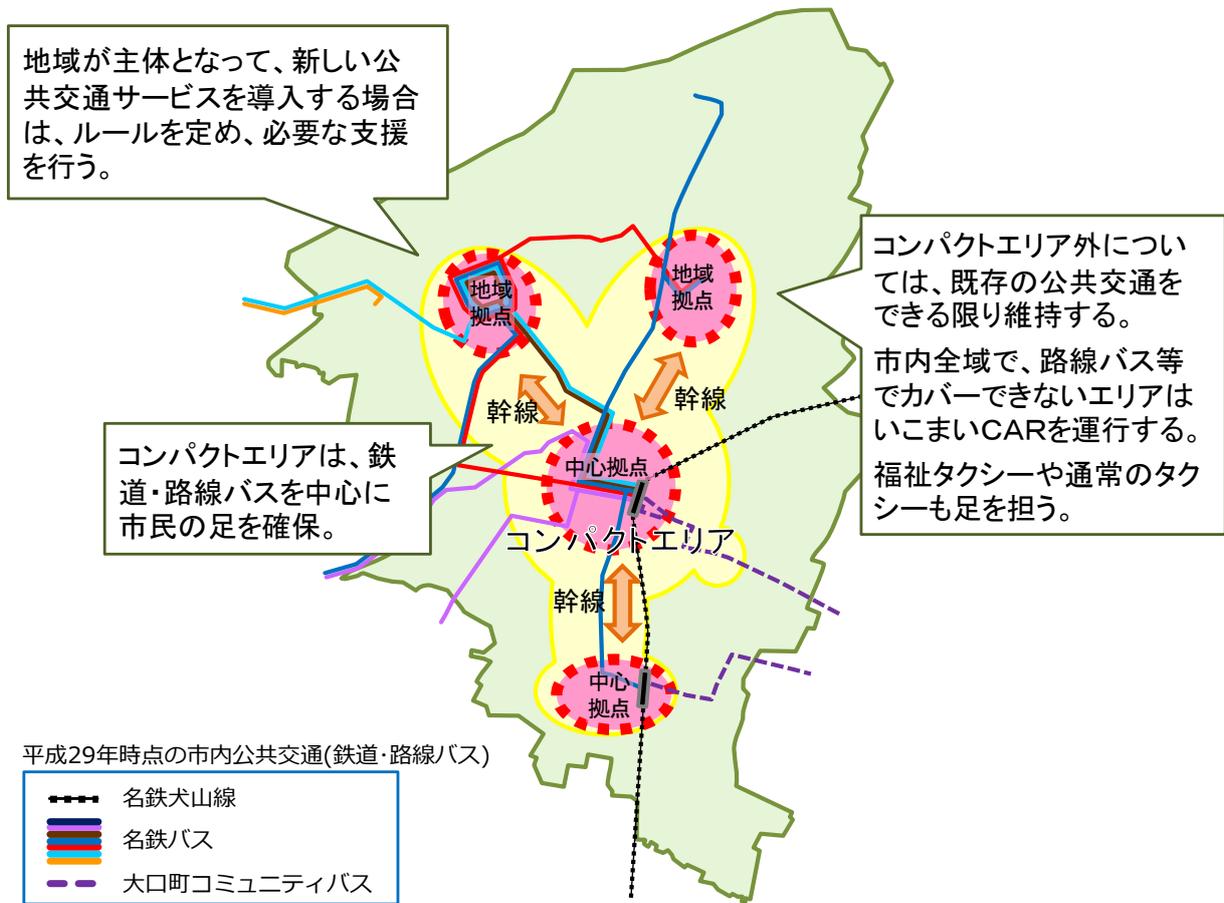
江南市の公共交通は、鉄道や路線バス、大口町コミュニティバスが存在し、市内全域でいこまいC A Rを運行していることから、おおむね充足している状況となっている。

路線バスについては、平成29年12月現在、市内のみを運行する路線は、全て市が補助を行っている。市内から市外へ向かう路線は、民間バス会社で採算が成立している路線が複数存在しているものの、市が補助を行っている路線も存在する。また、市内の名鉄犬山線の東側のエリアでは、市が運行経費の一部を負担し、大口町コミュニティバスの停留所が設置されている。

以上をふまえ、江南市の地域公共交通政策の考え方を以下のとおりとする。

- ・コンパクトエリアと想定される区域については、鉄道や路線バスを中心に市民の足を確保する。
- ・コンパクトエリア外については、既存の公共交通をできる限り維持する。
- ・市内全域で、路線バス等でカバーできないエリアはいこまいC A Rを運行する。
- ・路線バス・いこまいC A Rで対応できない場合は、福祉施策である福祉タクシー料金助成制度（福祉タクシー）や通常のタクシーにより市民の移動を担う。
- ・地域主体の新しい公共交通サービスの導入については、ルールを定め、必要な支援を行う。

図表 3-1 江南市の地域公共交通のイメージ



○今回の考え方に基づく公共交通政策を実行する事業期間

総合計画と連動した「平成30年度～平成39年度」の10年間

### 第3 地域公共交通のネットワークの目指す姿と各モードの役割

#### 1 江南市の地域公共交通のネットワークの目指す姿

江南市の地域公共交通のネットワークの目指す姿は、以下の通りとする。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心拠点間と中心拠点－地域拠点間を結ぶネットワークを「幹線」として位置付け、鉄道（名古屋鉄道）や路線バスを中心として公共交通を維持確保する。</li> <li>・ 幹線以外のバス路線を「支線」と位置付け、利用の状況に応じて、見直しを検討する。</li> <li>・ 路線バスでカバーできない部分については、「いこまいCAR」により、市内全域で移動できる環境を維持確保する。</li> <li>・ 周辺自治体や名古屋圏との移動を支える広域の公共交通については、鉄道（名古屋鉄道）および複数の市町にまたがって運行する路線バスで対応する。</li> <li>・ 路線バス、いこまいCARでは地域のニーズと合わない場合は、地域が主体となって実施する公共交通サービスで対応する。</li> <li>・ その他の公共交通事業については、利用者（市民）は必要に応じて活用する、事業者は需要に応じた運行体制を整えるなど、関係者が協力しながら、事業主体が中心となってサービスを提供する。</li> </ul>
--

#### 2 ネットワークを形成する各モード（交通手段）の役割

江南市におけるコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを支える地域公共交通の維持確保のため、ネットワークとなる地域公共交通のモード毎の役割を下記のように設定する。

モード	役割	今後の方向性
広域移動とまちの拠点となる「鉄道」（駅）	名古屋市等との広域の移動や江南市のまちづくりの中心拠点の役割を担う。	事業主体（名古屋鉄道）が中心となり、駅の利便性、鉄道の運行本数等の現行のサービス水準の維持確保を目指す。
ネットワークの骨格となる「路線バス」（補助路線）	中心拠点と地域拠点や中心拠点間との移動サービスを提供する役割を担う。	財政支援を行いながら、コンパクトエリアの路線の維持確保に努める。路線の維持を目指しつつ、利用の状況に応じて見直しを検討する。
周辺都市との移動を担う「路線バス」（広域路線）	市内と周辺都市との移動サービスの役割を担う。	事業主体（名鉄バス）が中心となって、サービス水準の維持確保を目指す。
バス路線でカバーできない移動を担う「いこまいCAR」	鉄道・路線バス等でカバーできない市内移動を支える役割を担う。	市民の計画的な昼間の外出に対して、市内全域で移動ができる環境を確保するため、サービスの継続に努める。

駅東の移動を担う 「大口町コミュニティバス」	名鉄犬山線東側エリアの市民が利用できる移動手段としての役割を担う。	大口町の協力を得ながら、サービス水準の維持確保を目指す。
高齢者・障害者の移動を担う 「福祉タクシー料金助成制度」	いこまいCARでは対応できない時間帯や市外、突発的な移動を、福祉施策として支える役割を担う。	地域公共交通とは別に、高齢者・障害者等への福祉施策として事業の継続を目指す。
地域が主体となった公共交通サービス	路線バス・いこまいCARではカバーできない地域のニーズに対応する役割を担う。	地域が主体となった公共交通サービスについて、検討・実施に関する取り組みに対して、支援に努める。
その他の移動手段 (タクシー等)	市民の移動を支える役割を担う。	利用者（市民）は必要に応じて活用する、事業者は需要に応じた運行体制を整えるなど、関係者が協力しながら、事業主体がサービスの維持を目指す。

### 3 江南市が事業主体となって展開する「いこまいCAR」の位置付け

「いこまいCAR」は、市民の基礎的な生活を支える手段として、「買い物」、「通院」などの「計画的な昼間の外出（お出かけ）」に対して補助を行い、路線バスを補完する公共交通として市内の移動を担うものとする。

そのため、通勤・通学や早朝・夜間の移動、突発的な移動を支える役割までは想定しない。

また、江南駅、布袋駅といった中心拠点のにぎわい形成を支援する観点から、市外への利用はできない。

## 第4章 江南市における地域公共交通の課題対応

### 第1節 地域公共交通の課題対応

#### 第1 既存の地域公共交通サービスについての課題（個別要請）対応

##### 1 名鉄バス（路線バス）について

対応するために 行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内を運行する路線バスの維持確保</li> <li>○対象路線             <ul style="list-style-type: none"> <li>・江南・病院線 （布袋駅～江南駅～江南厚生病院～すいとぴあ江南）</li> <li>・江南団地線（古知野高校前経由） （江南駅～古知野高校前～江南団地）</li> <li>・江南団地線（ヴィアモール前経由）／（団地経由江南厚生病院行） （江南駅～ヴィアモール前～江南団地～江南厚生病院）</li> </ul> </li> </ul>
実施主体	○バス事業者
対応事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係者による路線維持・安全運行の実施</li> <li>○コンパクトエリアでの事業維持</li> <li>○利用状況に応じた見直しの検討 （布袋駅～江南駅、江南厚生病院～すいとぴあ江南、江南団地～江南厚生病院間等）</li> </ul>

##### 2 いこまいCARについて

対応するために 行う事業	○いこまいCARの維持確保
実施主体	○江南市（運行主体：タクシー事業者）
対応事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係者によるサービス維持・安全運行の実施</li> <li>○江南市の運賃負担による事業維持             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市負担額が極端に増加した場合、理由を考慮して継続を検討</li> <li>・状況によって、相乗り率向上のための施策、対象範囲の見直し、相乗りアプリの導入等を検討</li> </ul> </li> </ul>

##### 3 福祉タクシー料金助成制度について

対応するために 行う事業	○福祉タクシー料金助成制度の継続
実施主体	○江南市（運行主体：タクシー事業者）
対応事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通（いこまいCAR）と福祉施策との役割分担の整理             <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉タクシー料金助成制度の対象者は85歳以上高齢者・障害者だが、いこまいCARを選択して利用することが可能（併用不可）</li> <li>・平成29年現在、国において免許返納者に対する介護保険サービスの活用が検討されていることから、動向を注視</li> </ul> </li> </ul>

##### 4 大口町コミュニティバスについて

対応するために 行う事業	○大口町コミュニティバス（大口町）の運行協力
実施主体	○大口町

対応事項	○大口町との連携継続 ・大口町・扶桑町との打合せ会による情報交換の継続 ・市民への利用促進、負担金等による事業協力
------	---

## 第2 新たな交通サービスについての課題対応

### 1 交通不便地域について・新たなサービスについて

対応するために 行う事業	○地域主体の新しい公共交通サービスの支援
実施主体	○各地域（支援主体：江南市）
対応事項	○新しい地域公共交通事業導入ルールに基づく支援の実施 ・地域のニーズに合った公共交通サービスを協議する地域組織の 設置誘導

### 2 駅前整備について

対応するために 行う事業	○総合計画に基づく戦略プロジェクトの実施
実施主体	○江南市
対応事項	○戦略プロジェクト（戦略政策に関連する事務事業）の実施 ・江南駅前の利便性向上（都市計画道路整備事業：江南通線） ・布袋駅東側の開発促進（交通結節点整備事業）等

### 3 自転車利用について

対応するために 行う事業	○江南市都市計画マスタープラン、江南市まち・ひと・しごと創生総 合戦略に基づく事業の実施
実施主体	○江南市、交通事業者
対応事項	○利用促進事業の実施 ・サイクル・アンド・ライド等の利用促進策の検討

## 第3 財政負担（税金投入）についての課題・その他の課題

### 1 財政負担について・評価体制の確保について

対応するために 行う事業	○江南市地域公共交通会議による評価実施
実施主体	○江南市・江南市地域公共交通会議
対応事項	○江南市地域公共交通会議の定期開催 ・政策評価、事業評価による変動理由を考慮した財政負担の適正性 の判断

### 2 情報発信体制の確保について

対応するために 行う事業	○地域公共交通の利用促進
実施主体	○江南市、交通事業者
対応事項	○広報、ホームページ等による地域公共交通事業の情報発信 ・利用実績等について広報等を通じた定期的な情報発信の実施

## 第2節 関係者の役割分担

江南市の地域公共交通政策の課題に対応するためには、江南市（行政）のみでは対応できないため、関係者の役割分担と江南市地域公共交通会議の役割を以下の通り設定する。

### ○関係者の役割分担

構成員	役割
江南市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通政策の検討主体・実施（事務局を担う）</li> <li>● 名鉄バス路線の維持</li> <li>● いこまいCAR運行の維持</li> <li>● 福祉タクシー料金助成制度の継続</li> <li>● 名鉄バス・いこまいCAR運行主体（タクシー事業者）との連携・調整</li> <li>● 近隣自治体や県との連携・調整</li> <li>● 地域主体の新しい公共交通サービスの支援</li> <li>● 交通政策推進上、必要となる対策の検討・実施</li> </ul>
名鉄バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 路線バスの運行</li> <li>● 利用促進策の実施</li> </ul>
タクシー事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いこまいCAR、福祉タクシー、通常のタクシーの運行</li> <li>● 利用促進策の実施</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路管理上の観点からの助言</li> </ul>
公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通保安上の観点からの助言</li> </ul>
地域公共交通の利用者（市民）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共交通の積極的な利用</li> <li>● 地域主体の公共交通の検討・協議</li> </ul>
学識経験者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協議のアドバイス・コーディネート （協議の進行役、各種提案、他地域事例の紹介等）</li> </ul>

資料：国土交通省「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」（第3版平成28年3月）、国土交通省 中部運輸局「活発で良い議論ができる会議のために。」（平成28年3月）を参考に作成

### ○江南市地域公共交通会議の役割（江南市地域公共交通会議設置要綱 第1条）

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

（協議事項：要綱第2条）

- ・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- ・ 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- ・ 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

## 第5章 江南市における地域公共交通政策に関する評価について

### 第1節 地域公共交通政策の評価

江南市地域公共交通のネットワークの目指す姿を実現するためには、現在の公共交通の形を維持確保することが必要となる。

公共交通の維持確保は、市民の公共交通の利用により担保されるものと考え、地域公共交通の政策を管理するため、以下の指標を設定する。

#### ○評価指標

指標	設定理由と対策	算出方法
市民一人当たりの公共交通利用回数	市民一人当たりの公共交通利用回数から、市民の公共交通の利用頻度をモニタリングする。 利用回数の推移について、変動理由を考察し、公共交通政策の方向性の確認を行い、事業に反映させる。	名鉄バスより提供される、路線バスの利用人数、いこまいCARの利用人数、大口町より提供される、大口町コミュニティバスの江南市内のバス停の利用人数を合計して年間の利用回数を算出し、年度末時点の人口で除することにより求める。 対象期間は4月から翌年3月、名鉄バスの利用人数は、古知野線（2路線）、江南・病院線、江南団地線（4路線）、木曾川線、一宮・宮田線（2路線）の路線別利用者数の合計とする。

### 第2節 事業評価

評価対象は、江南市が公共交通を直接実施（支援）する路線バス（補助路線）、いこまいCARとする。事業評価については、様々な評価の指標が想定されるが、事業の持続性を主眼に置いて以下の指標を設定する。

#### ○評価指標

評価対象	指標	設定理由と対策	算出方法
路線バスの維持確保 (補助路線)	利用者一人当たりの市負担額の推移 (路線別評価)	利用者一人当たりの市負担額の推移から路線別の状況をモニタリングする。 路線別の推移について、変動理由を考察し、事業評価において報告するとともに、事業の維持・改善に反映させる。	利用者一人当たりの市負担額は、江南・病院線、江南団地線(古知野高校経由)、江南団地線(ヴィアモール経由)、江南団地線(団地経由江南厚生病院行)の各路線において、当該年度の補助金を、補助金算定期間である10月～翌年9月の利用者数で除することにより求める。

いこまいC A R の維持確保	江南市の市負担額の推移	市負担額の推移からいこまいC A Rの状況をモニタリングする。 高齢化の進展により、事業費の増加が見込まれるが、事業費の変動内容から、変動理由を考察し、事業評価において報告するとともに、事業の継続または見直し内容に反映させる。	市負担額は該当年度の決算額を利用する。
--------------------	-------------	--	---------------------

### 第3節 評価体制・評価方法・評価実施計画

#### 第1 評価体制

政策管理指標の評価及び、事業評価は、「江南市地域公共交通会議」にて行う。また、評価の分析を行うため、庁内に内部組織（仮称：江南市公共交通運営委員会）を設置する。

江南市地域公共交通会議を適切な時期に開催し、当該年度（前年度）の評価（数値及び変動理由）を行うとともに、大口町コミュニティバス、地域主体の新たな公共交通導入などの事業の取組状況を報告し、進捗状況を確認することとする。

各事業の評価結果をふまえて見直しが必要となる場合、地域公共交通会議で協議し、政策会議にて判断を行う。

#### 第2 評価方法

評価は、地域公共交通確保維持改善事業に関して、国土交通省中部運輸局が定める事業評価の様式（中部様式）を参考に実施する。

この様式により、具体的取組みに対する評価内容（政策評価・事業評価）、自己評価から得られた課題と対応方針などを確認する。

具体的取組みに対する評価内容（事業評価指標）については、路線バスの系統毎に利用状況の評価するとともに、他路線との比較ではなく、自らの路線の経年変化とその理由を中心に検討し、指標の数字データだけではなく、路線の問題点や解決すべき課題を公共交通会議に報告する。

#### 第3 評価実施計画

政策管理指標の評価及び事業評価は、毎年モニタリングを実施し、評価を行う。事業の取組状況についても毎年進捗状況を確認する。

## 第6章 江南市における地域主体の新しい公共交通サービスの導入ルール

江南市では、鉄道や路線バス、いこまいCAR、大口町コミュニティバス等により、地域公共交通は市内全域に対してサービス提供が行われている状況にある。

しかし、地域のニーズに対応できない場合、地域における新しい公共交通サービスの導入が求められることから、今後、地域における新しい公共交通を導入する際のルールについて、下記のように設定する。なお、ルールの実施に当たって必要な事項については、別に検討を行う。

### 第1 導入プロセス

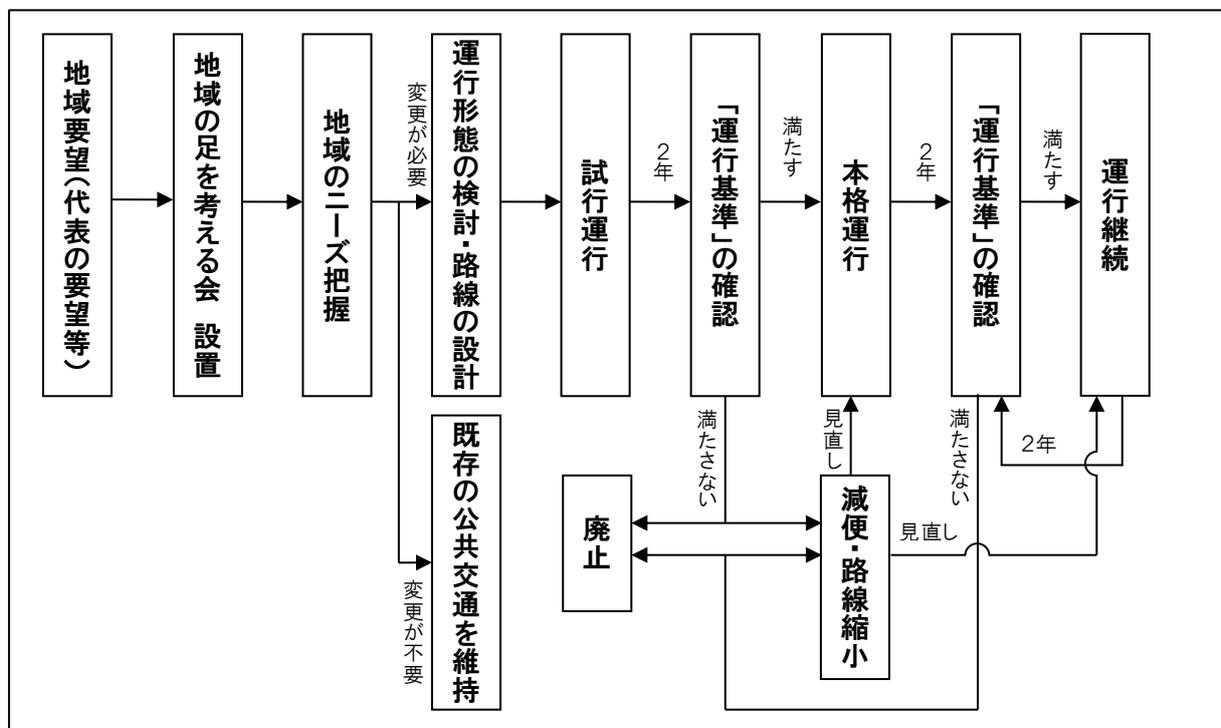
「地域の代表者からの要望」等により、市への意見が寄せられた際、地域主体で検討する事を前提に市が相談を受け付ける。

その後、地域が主体となって実際に新しい公共交通サービスを検討する際は、導入する地域の意見反映、事業構築のための合意形成（協議）、事業開始後の利用促進策等、地域の主体的な事業参画が求められるため、「地域の足を考える会（仮称：地区交通協議会）」の設置を基本原則とする。

地区交通協議会での協議を通して、事業構築・運行・モニタリングを行い、事業継続の必要性、事業改善案等について協議する。

市は、地区交通協議会に対して情報提供などを行い、必要に応じて協議に参加しながら支援を行う。

#### ① 地域主体の新しい公共交通サービスの導入プロセス（フロー）



### ② 地域の足を考える会（仮称：地区交通協議会）の設置の考え方

- 検討する地域の住民ニーズを適切に反映できる協議体制を整えていること。
- 鉄道や路線バスとのネットワークが議論できるよう、小学校区単位を目安に、検討する地域の範囲が設定できること。
- 上記条件を満たす組織として、小学校区の自治会の集合体である「コミュニティ協議会」または、「各小学校下自主防災会」（小学校区 10 箇所）を母体とする組織による協議体制が望ましい。
- 協議体制を整えた「地域の足を考える会（仮称：地区交通協議会）」において、江南市（職員）の支援のもとで、新しいサービス導入を検討し、事業案を江南市地域公共交通会議にて、協議承認する。

### ③ 導入時の基本原則

- 地域住民主体の事業とする。  
（地域住民は、事業構築・運営支援・利用促進等に主体的に参画する）
- 運行主体はボランティアではなく、事業者とする。
- 路線バス等の既存の地域公共交通と競合しないよう配慮する。
- 地域が主体となった新たなサービス導入時は、重複投資を避けるために当該地区のいこまいC A Rの運行は廃止する。
- 財政支援を行う際は、運行基準を定めるとともに、金額の上限を設定する。
- 江南市の財政支援がサービス導入前の負担状況と比較して過大にならないよう配慮する。
- 新たな路線の運行を検討する際には、スクールバスや企業従業員送迎バスの混乗利用などの大きな財政支援を伴わないで対処可能な代替案も協議する。

## 第2 事業評価

新しい地域公共交通事業が適切に事業化され、事業運営されているかを定期的に評価するために、事業評価制度を導入する。

### ○事業評価制度の内容

○評価体制	江南市地域公共交通会議において、地区交通協議会がその取組み結果を自ら報告し、江南市地域公共交通会議にて廃止・減便・路線再編などについて評価・協議する。
○試行運行期間の設定	試行運行期間を「2年」と設定し、事業着手後2ヵ年度終了時点で総合評価を行い、本格運行化すべきか検討する。
○評価指標の設定	事業構築時の目的に照らした「評価指標」を設定し、当該指標をもとに、江南市地域公共交通会議にて評価を行う。 なお、下記の2指標を上記指標に加えて導入する。 指標①：利用者数の推移 指標②：江南市からの財政支援額の推移



## 参考資料

### <目次>

1 検討経過.....	29
2 個別要請の検討内容.....	30
3 委員名簿.....	34



# 1 検討経過

## <平成 28 年度>

○江南市地域公共交通基礎調査の実施

江南市公共交通再編委員会、江南市地域公共交通会議で協議

## <平成 29 年度>

○江南市地域公共交通基礎調査を受けて課題解決策を検討

江南市公共交通再編委員会（再編委員会）で検討内容を確認し、江南市地域公共交通会議検討部会で検討後、江南市地域公共交通会議（交通会議）で協議・承認。

検討を重ねる中で、特に評価に関して、市の公共交通に関する基本方針作成の必要性を認識したため、江南市における地域公共交通の基本的な考え方を策定する。

第 1 回 再編委員会 (5/30)	第 1 回 検討部会 (6/23)	第 1 回 交通会議 (8/2)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○検討内容・スケジュール</li> <li>○公共交通における個別要請について</li> <li>○評価手法について</li> <li>・利用状況の報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検討内容</li> <li>○公共交通における個別要請について</li> <li>○評価手法について</li> <li>・利用状況の報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村有償輸送更新登録</li> <li>○検討部会の設置報告</li> <li>・利用状況の報告</li> </ul>

第 2 回 再編委員会 (8/28)	第 2 回 検討部会 (9/25)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討部会の指摘事項説明</li> <li>○名鉄バスの対応方針</li> <li>○大口町コミュニティバスの課題対応</li> <li>○いこまいCAR・福祉タクシー料金制度の課題対応</li> <li>○新しい地域公共交通事業の導入ルール・評価手法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○名鉄バスの対応方針</li> <li>○いこまいCARの課題対応</li> <li>○大口町コミュニティバスの課題対応</li> <li>○新しい地域公共交通事業の導入ルール・評価手法</li> </ul>	/

第 3 回 再編委員会(10/27)	第 3 回 検討部会(11/13)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域公共交通政策の目標</li> <li>○評価手法</li> <li>○いこまいCARと高齢者福祉タクシーの整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域公共交通政策の目標</li> <li>○評価手法</li> </ul>	/

第 4 回 再編委員会(12/27)	第 4 回 検討部会 (1/18)	第 2 回 交通会議(2/21)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域公共交通の基本的な考え方（案）の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域公共交通の基本的な考え方（案）の協議・承認</li> </ul>

## 2 個別要請の検討内容

### ○対応方針

第6次江南市総合計画で位置づけられた中心拠点・地域拠点間や中心拠点同士を交通ネットワークで結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を目指す項目について対応を検討する。

### ○個別要請の検討内容と結果（※は検討部会で検討した内容）

#### （1）名鉄バス

再編委員会にて名鉄バスに対して利便性の向上を要請するよう確認し、検討部会にてできる範囲で調整を進めるよう、名鉄バス担当者に要請。その後、要請した項目について、名鉄バス担当者から、回答を得た。

増便については、コンパクトエリアと想定した区域内で実施について、エリア外の利用状況に応じた調整を実施したうえで実現可能となり、名鉄バスとの協議事項でもあるため、再編委員会、検討部会にてダイヤの見直し案を検討し、後述のとおり方向性を示す。

検討内容	結果
ダイヤの調整 (鉄道との接続性)※	第6次江南市総合計画で定めるコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づいた項目であるため、名鉄バス担当者に対し、調整を要請。 名鉄バス担当者からは、「特急電車との接続に関して、補助路線は協議案件となるため、市に案を出してから進めていきたいと考えている。独自路線に関しても、電車に合わせるよう考慮しているおり、全てのお客様に対応できるか難しいところもあるが、今後、考慮したいと考えている。」との回答を得た。
バス車内のエアコン管理※	対応方針に基づかない項目であるが、影響が比較的小さいため、できる範囲で実施するよう、検討部会にて名鉄バス担当者に要請。 名鉄バス担当者からは、「環境対応（CO2）と車内快適性の兼ね合いから、発車の概ね5分前にエンジンを始動するようにしているが、近隣の苦情対応のため、直前の始動となることに理解をいただきたい。」との回答を得た。
社員教育の充実※	対応方針に基づかない項目であるが、影響が比較的小さいため、できる範囲で実施するよう、検討部会にて名鉄バス担当者に要請。 名鉄バス担当者からは、「ハード面では技量の差が出ないように車両対応を進める。ソフト面では、引き続き訓練や覆面モニター調査を実施して改善に努める。」との回答を得た。
WEBサイトでの情報提供の改善※	対応方針に基づかない項目であるが、影響が比較的小さいため、できる範囲で実施するよう、検討部会にて名鉄バス担当者に要請。 名鉄バス担当者からは、「検索サイトの拡充を進めていく方向で、社内的にも検討を進める。」との回答を得た。

バス停留所の環境改善	中心拠点、地域拠点のバス停留所に関して対応を検討するが、未完了である布袋駅の停留所は今後、市が整備する方針であり対応する予定。
増便※	投入している事業費で最大限の事業効果が発揮できるよう、コンパクトエリアでは路線の維持に努めながら、利用が少なくなっている部分の見直しを検討する。見直しによって生じる資源は利用増が期待できる路線に投入し、より利用者のニーズに合った運行を目指す。 なお、車両、料金設定等は変更せず、利用状況に応じた運行便数となるよう、路線バスの事業主体である名鉄バスと協議を行う調整するため、後述のとおり見直しの方向性を作成。
北部エリアへの路線延長	第6次江南市総合計画で定めるコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基つかない項目であるため、対応しない。
バス停留所の位置の見直し	
運賃補助	
江南駅前ロータリーの混雑解消	必要に応じて担当課で検討を実施する。
定時性の確保(交通状況・天候)	
イベント時の臨時便の運行	

## (2) いこまいCAR

再編委員会、検討部会にて検討。一部(市外利用について)実施を検討したが、市の考え方を整理し、全て現行通りとした。

検討内容	結果
当日予約の実施※	いこまいCARは、市民の基礎的な生活を支える手段として、「買い物」、「通院」などの「計画的な昼間の外出(お出かけ)」に対して補助を行い、路線バスを補完する公共交通として市内の移動を担うものとするため、現行通りとする。
利用時間の延長※	いこまいCARは、市民の基礎的な生活を支える手段として、「買い物」、「通院」などの「計画的な昼間の外出(お出かけ)」に対して補助を行い、路線バスを補完する公共交通として市内の移動を担うものとし、行政サービスの対応範囲を計画的な昼間の外出支援と想定するため、現行通りとする。
市外利用の可否※	実施を検討したが、総合計画に基づき江南駅、布袋駅といった中心拠点のにぎわい形成を支援する観点から、現行通りとする。
料金設定※ (料金格差是正)	公共サービスの利用における負担の公平性を保つため、現行通りとする。

バスとの2重投資※	路線バスや福祉タクシーで対応できない市民への対応のため、現行通りとする。
福祉タクシーとの役割分担	国の政策の動向を見守るため、現行通りとする。

(3) 福祉タクシー料金助成制度に対する個別要請

再編委員会にて検討。いこまいCARと福祉タクシー料金助成制度との役割分担を検討したものの、以下の理由により現行通りとした。

検討内容	結果
要件の緩和 (配布枚数、対象者)	いこまいCARと福祉タクシー料金助成制度との役割分担を検討したが、国において運転免許返納者に対する介護保険サービスの活用が検討されていることから、動向を注視するため、現行通りとする。
要件の見直し (年齢、目的制限)	
不適切な利用の制限	
福祉有償ボランティア輸送等の活用	

(4) 大口町コミュニティバス

再編委員会、検討部会にて検討。以下の理由により、現行通りとした。

検討内容	結果
増便※	当該路線は、大口町が路線を構築しており、現行通りの運行を受け入れるため、現行通りとする。
料金助成	
バス停留所の環境整備※	
バス車両の小型化	
社員教育の充実	
大口町・扶桑町との広域連携※	

○路線バス事業の見直しについて

投入している事業費で最大限の事業効果が発揮できるよう、コンパクトエリアでは路線の維持に努めながら、利用が少なくなっている部分の見直しを検討する。見直しによって生じる資源は利用増が期待できる路線に投入し、より利用者のニーズに合った運行を目指す。

なお、車両、料金設定等に変更せず、利用状況に応じた運行便数となるよう、路線バスの事業主体である名鉄バスと調整する。

・江南・病院線（平日）

江南・病院線（布袋駅～江南駅～江南厚生病院～すいとぴあ江南）

対象区間	考え方
布袋駅～江南駅 布袋駅→江南駅 18便 江南駅→布袋駅 17便	コンパクトエリアに該当するが、鉄道との二重路線となっていることから、利用状況に応じて見直しを検討する。
江南駅～江南厚生病院 江南駅→江南厚生病院 29便 江南厚生病院→江南駅 29便	コンパクトエリアに該当し、一定の利用が認められるため、現状維持に努める。
江南厚生病院～すいとぴあ江南 江南厚生病院→すいとぴあ江南 14便 すいとぴあ江南→江南厚生病院 15便	利用状況に応じて見直しを検討する。

・江南団地線（平日）

江南団地線（古知野高校前経由）（江南駅～古知野高校前～江南団地）

江南団地線（ヴィアモール前経由）（江南駅～ヴィアモール前～江南団地～江南厚生病院）

江南団地線（団地経由厚生病院行）（江南駅～ヴィアモール前～江南団地～江南厚生病院）

対象区間	考え方
江南団地線（古知野高校前経由） 江南駅→古知野高校前→江南団地 34便（H28）⇒33便（H29） 江南団地→古知野高校前→江南駅 35便（H28）⇒33便（H29）	コンパクトエリアに該当するが、利用状況が悪くなっていることから、利用状況に応じて見直しを検討する。
江南団地線（ヴィアモール前経由） 江南団地線（団地経由厚生病院行） 江南駅→ヴィアモール前→江南団地 30便（H28）⇒31便（H29） 江南団地→ヴィアモール前→江南駅 30便（H28）⇒32便（H29）	コンパクトエリアに該当し、利用者数が増加している路線であるため、見直しによって得られた資源を投入（増便）する方向で検討する。
江南団地線（団地経由厚生病院行） 江南団地→江南厚生病院 5便 江南厚生病院→江南団地 5便	平成27年度に10便から5便に減便をしているため、継続して利用状況をモニタリングする。

### 3 委員名簿

○江南市地域公共交通会議 委員名簿

(平成30年3月時点 敬称略・順不同)

区分	職名	氏名	備考
会長	中部大学工学部 都市建設工学科教授	磯部 友彦	
副会長	江南自動車学校校長	平野 富一	
委員	愛知県振興部 交通対策課主幹	桑原 良隆	
〃	名鉄バス(株) (取締役運輸本部計画部長兼計画課長)	近藤 博之	
〃	愛北乗用自動車(有) 代表取締役	森 一浩	
〃	公益社団法人愛知県バス協会 専務理事	古田 寛	
〃	愛知県タクシー協会副会長 (名鉄西部交通西部(株)代表取締役社長)	小川 健司	
〃	江南市老人クラブ連合会 会長	坪内 三	
〃	中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	杉本 忠久	
〃	尾張北部タクシー(株)	鈴木 浩示	
〃	愛知県一宮建設事務所 維持管理課長	八森 誠司	
〃	愛知県江南警察署 交通課長	山田 敏也	
〃	江南市社会福祉協議会 事務局長	小塚 昌宏	
〃	愛知県厚生農業協同組合連合会 江南厚生病院事務部長	朱宮 光輝	
〃	大口町 地域協働部長兼町民安全課長	鵜飼 嗣孝	
〃	江南市副市長	佐藤 和弥	
〃	江南市生活産業部長	武田 篤司	

(事務局) 江南市生活産業部市民サービス課

○江南市地域公共交通会議 検討部会 委員名簿

(平成30年3月時点 敬称略・順不同)

区分	職名	氏名	備考
部会長	豊田都市交通研究所 主任研究員	福本 雅之	
委員	名鉄バス(株)一宮営業所 運行担当	杉田 年寛	
〃	名鉄西部交通(株)営業企画部長	久留宮 優司	
〃	愛北乗用自動車(有) 代表取締役	森 一浩	
〃	尾張北部タクシー(株) 営業所長	長屋 涼	
〃	江南市老人クラブ連合会 監事	宮地 義量	
〃	本郷区長	尾関 勝實	
〃	後飛保区長	尾関 栄吉	
〃	江南市社会福祉協議会 相談支援専門員	宮本 清隆	
〃	市民代表	倉橋 義一	
〃	市民代表	原 朋子	
〃	江南市生活産業部長	武田 篤司	

(事務局) 江南市生活産業部市民サービス課

○江南市公共交通再編委員会 委員名簿

(平成30年3月時点 敬称略・順不同)

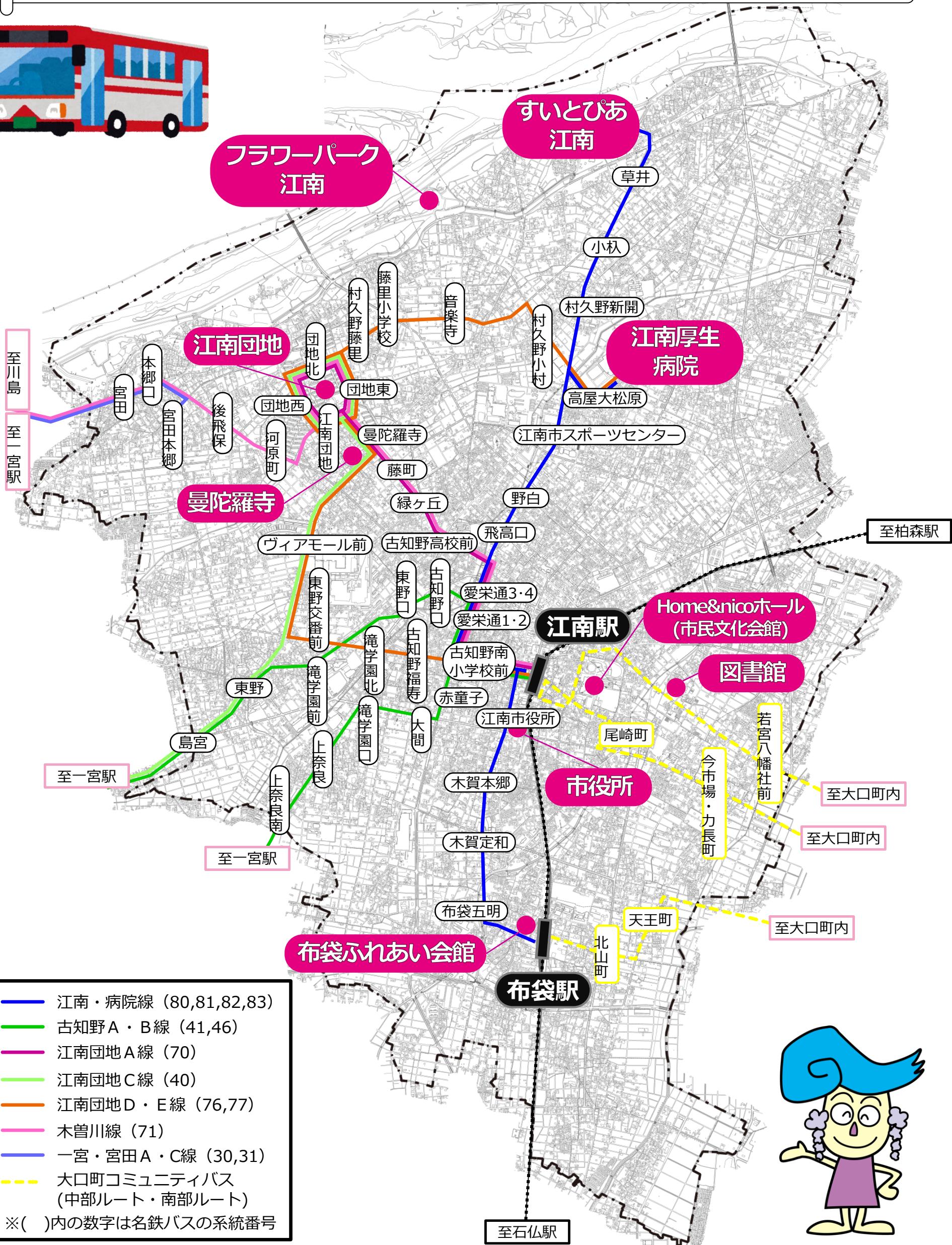
区分	職名	氏名	備考
委員長	副市長	佐藤 和弥	
副委員長	生活産業部長	武田 篤司	
委員	危機管理室 防災安全課主幹	松本 幸司	
〃	生活産業部 市民サービス課長	山田 順一	
〃	生活産業部 商工観光課長	石坂 育己	
〃	健康福祉部 高齢者生きがい課長	倉知 江理子	
〃	健康福祉部 福祉課長	貝瀬 隆志	
〃	都市整備部 まちづくり課長	野田 憲一	
〃	都市整備部 土木課長	沢田 富美夫	
〃	市長政策室 地方創生推進課長	坪内 俊宣	
〃	市長政策室 秘書政策課長	松本 朋彦	
〃	総務部 行政経営課長	村瀬 正臣	

(事務局) 江南市生活産業部市民サービス課





# 江南市内のバス停・路線図



- 江南・病院線 (80,81,82,83)
  - 古知野A・B線 (41,46)
  - 江南団地A線 (70)
  - 江南団地C線 (40)
  - 江南団地D・E線 (76,77)
  - 木曽川線 (71)
  - 一宮・宮田A・C線 (30,31)
  - - - 大口町コミュニティバス (中部ルート・南部ルート)
- ※( )内の数字は名鉄バスの系統番号



# いこまいCAR（予約便）ご利用案内

## ○いこまいCAR（予約便）とは

事前に市へ利用者登録を行い、利用の前日までにタクシー事業者へ予約することで、市内に限り、いこまいCARの料金で移動できるサービスです。

## ○利用者登録

以下の要件を全て満たす方であれば、どなたでも利用者登録することができます。

- ・江南市に住民登録している
- ・義務教育を修了している
- ・福祉タクシー料金助成（タクシーチケットの交付）を受けていない

また、**利用者登録は代理の方でも可能で、電話での申込みもできます。**

※既に福祉タクシー料金助成の対象者で、年度内にいこまいCAR（予約便）を利用された方は、同年度中に福祉タクシー料金助成を受けることはできません。

## ○運行日時等

運行日時：**毎日 午前8時30分～午後5時（午後5時までに目的地に到着）**

※通院のために往復利用し、通院先から直接乗車する場合 午後6時まで

運行区域：**江南市内**

運休等：台風等の影響により、運行できない場合があります。また、通勤、通学、通塾等の定期的な利用はできません。

## ○利用料金（一般乗車方式）

利用料金：タクシーのメーター運賃の半額（10円未満切捨て）

最低料金は310円で、迎車料金は利用者が負担。

※運行する距離が同じであっても、道路の交通状況等により、到着までの所要時間が長くなれば運賃が上がることがあります。

令和5年11月16日～ 名鉄タクシーが時間指定予約料金（1件300円）を設定します。（詳しくは名鉄タクシーに問合せ下さい。）

※時間指定予約料金は利用者が負担。

## ○予約方法等

利用する日の前日までにタクシー事業者に予約をしてください。

利用予約は利用者登録をした2日後から可能になります。

※転入後・転居後に利用者登録をする場合、住民情報を更新してから登録するため、利用予約できるようになるまで3～5日かかる場合があります。

### ○予約先

名鉄タクシー：56-4545

愛北タクシー：55-2266

尾張タクシー：54-1515

犬山タクシー：54-2380

予約受付時間：**毎日午前10時～午後9時（利用する日の前日までに予約）**

いこまいCAR（予約便）は完全予約制であるため、利用当日になってから予約した運行内容を変更することはできません。

## ○定員について

タクシー車両を使用しているため、定員は4人までとなります。

## ○立寄りについて

10分以内であれば、知人との相乗りや軽微な買い物での立寄りが可能なので、予約の際にお申し出ください。

## ○利用者登録・問合せ先

江南市役所 都市計画課 都市政策グループ  
54-1111（内線385）

登録日	令和	年	月	日
予約開始日	令和	年	月	日（2日後）
利用開始日	令和	年	月	日（3日後）

## いこまいCAR（予約便）利用予約の仕方

○利用の前日までにタクシー事業者へ連絡し、  
下記①～⑤の内容を伝えてください



①「いこまいCARの予約がしたい」

②乗る人の名前、電話番号

③片道か往復か

④利用日時、乗降場所、利用人数、目的等を正確に  
(利用日になってから予約内容の変更はできません)

⑤帰りの時間 (往復や帰りのみで利用する場合)

※帰りの時間が分からない場合、用事が済んでから  
再度予約したタクシー会社に連絡してください

道路の交通状況によっては乗車場所へのお迎えが遅れる  
場合があるので、時間に余裕をもって予約してください

### ○タクシー運賃の割引制度

いこまいCARや通常のタクシーでは  
下記の割引制度が利用できます



#### ・障害者割引

身体障害者手帳又は療育手帳を提示… 1割引

#### ・運転免許証返納割引

運転経歴証明書を提示（70歳以上限定）… 1割引

※障害者割引と運転免許証返納割引が重複する場合は、  
どちらか一種類のみ適用

割引内容は事業者により異なる場合があるため、詳細は  
各事業者にお問い合わせください。